

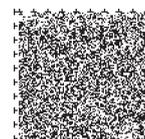
第6期佐野市障がい者福祉計画 第2期佐野市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

佐野市



はじめに

本市では、障がい者施策の取組や福祉サービスの提供体制の確保などを目的として、平成19年度からの2年間を実施期間とする「佐野市障がい者福祉計画」の策定以来、3年間で1期とする計画を順次策定しながら、これまで障がい者の自立と社会参加を推進してまいりました。

その間、障がい者を取り巻く状況は大きく様変わりし、地域で安心して暮らすための課題も大きく変化してきています。そのような環境の変化や多様なニーズに対応した支援を提供できるよう、前期計画にあたる第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画の取組実績や課題を検証しながら、従来の重要施策を継承しつつ、新たな支援策も本計画に盛り込んでおります。

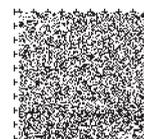
この第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、主に「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」で構成し、「障がい者計画」では4つの基本目標から施策事業、具体的な取組事例へと支援体制を体系化し、障がい者支援に関する事業の推進を図ってまいります。一方、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」では、7つの成果目標と障がい福祉サービス等に関する活動指標を定め、サービス等の提供体制・見込量の確保を図ってまいります。

今後は、この計画に盛り込まれた取組を市内はもとより、福祉関係団体や関係機関等と連携するとともに、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご協議と貴重なご意見をいただきました佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会の委員をはじめ、実態調査やアンケート調査にご協力いただいた関係団体並びに関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

佐野市長 岡部正英



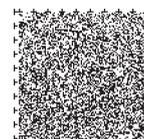
目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
(1) 計画の根拠	4
(2) 計画の期間	5
3. 計画の構成	5
4. 計画の策定体制及び方法	6

第2章 障がい児・者を取り巻く状況

1. 佐野市の障がい児・者の状況	9
(1) 身体障がい児・者の状況	9
(2) 知的障がい児・者の状況	11
(3) 精神障がい児・者の状況	13
(4) 障がい児・者施設の状況	15
(5) 障がい支援区分の認定状況	17
2. 第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況	18
(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標	18
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの 構築に関する目標	18
(3) 福祉施設から一般就労への移行	19
(4) 障がい福祉サービス・相談支援の見込量と実績	20
(5) 障がい児支援の見込量と実績	23
(6) 地域生活支援事業の見込量と実績	25
3. 障がい児・者を対象とした実態調査結果の概要	31
(1) 調査の目的	31
(2) 調査の概要	31
(3) 実態調査結果のまとめ	32
4. 障がい者関係団体・ボランティア団体への アンケート調査結果の概要	39
(1) 調査の目的	39
(2) 調査の概要	39
(3) アンケート調査結果のまとめ	40



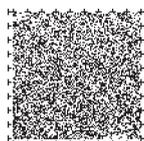
5. 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画	
策定に向けての課題	44
(1) 地域で支え合うまちづくりの推進	44
(2) 日常生活支援	45
(3) 社会参加を促進する支援	46
(4) 障がい児・家族支援	47

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の策定方針	51
2. 「障がい者計画」の概要	52
(1) 基本理念	52
(2) 基本指針	52
(3) 基本目標	53
(4) 障がい者計画の体系	55
3. 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の概要	56

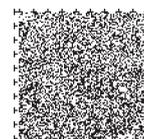
第4章 障がい者計画

施策の展開	59
基本目標① 地域で支え合うまちづくりの推進	59
施策(1) 障がい・障がい者に対する正しい理解と権利擁護の推進	59
施策(2) 安全・安心なまちづくり	61
施策(3) 地域福祉活動・ボランティア活動の支援	64
施策(4) 地域生活支援拠点等の機能の充実	65
基本目標② 日常生活支援	67
施策(1) サービスの利用支援と質の更なる向上	67
施策(2) 多様なニーズに配慮したサービスの提供	68
基本目標③ 社会参加を促進する支援	69
施策(1) 雇用・労働施策と連携した総合的な支援	69
施策(2) 教育・学習に関する多様な支援	70
施策(3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	71
基本目標④ 障がい児・家族支援	72
施策(1) 療育・保育・教育の質の充実	72
施策(2) 発達障がい児支援の充実	73
施策(3) 家族支援の充実	73



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定める事項.....	77
2. 令和5年度を最終年度とする目標の設定（成果目標）	78
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	78
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	79
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	80
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	80
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	82
(6) 相談支援体制の充実・強化等	82
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	83
3. 訪問系サービスの見込量と確保の方策.....	84
4. 日中活動系サービスの見込量と確保の方策	86
5. 居住系サービスの見込量と確保の方策.....	98
6. 相談支援の見込量と確保の方策	101
7. 障がい児通所支援の見込量と確保の方策	102
8. 障がい児相談支援の見込量と確保の方策.....	107
9. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置.....	108
10. 地域生活支援事業.....	109
(1) 理解促進研修・啓発事業の実施見込みと確保の方策	109
(2) 自発的活動支援事業の実施見込みと確保の方策.....	109
(3) 相談支援事業の実施見込みと確保の方策	110
(4) 成年後見制度利用支援事業の見込量と確保の方策	111
(5) 成年後見制度法人後見支援事業の実施見込みと確保の方策	111
(6) 意思疎通支援事業の見込量と確保の方策	112
(7) 日常生活用具給付等事業の見込量と確保の方策.....	113
(8) 手話奉仕員養成研修事業の見込量と確保の方策.....	114
(9) 移動支援事業の見込量と確保の方策.....	114
(10) 地域活動支援センターの見込量と確保の方策.....	115
(11) その他の事業の見込量	116



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進方法 119
2. 計画の推進体制 120

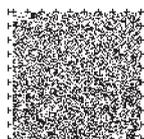
資料編

1. 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱 123
2. 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会設置要綱 125
3. 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会委員名簿 127
4. 佐野市自立支援協議会設置要綱 128
5. 佐野市自立支援協議会委員名簿 131
6. 第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児
福祉計画策定に向けた提言 132
7. 計画の策定経過 134
8. 用語解説 135

本計画の用語表記について

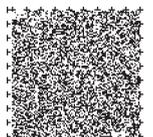
本計画では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

また、本計画には、1辺が2センチ程度の2次元コード「SPコード」と、コード位置を認識するための切り込みがついています。これは、視覚障がい者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読み取り機械にコードをあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。





第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障がい者に対する福祉サービスは、平成15年4月に導入された「支援費制度」への移行をきっかけに、「措置制度」から「契約に基づいたサービスの利用」へと転換が図られました。

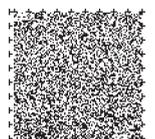
平成18年4月には「障害者自立支援法」の施行により、3障がい（身体・知的・精神障がい）共通の支援体制による一元化したサービスが開始され、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、本計画において「障害者総合支援法」といいます。）」への法律名称の変更や難病患者等へのサービス利用対象者の拡大が行われるなど、これまで大きく変化してきました。

障がい者施策においても、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、法整備が進められ、近年では、「児童福祉法」の改正による医療的ケア児への支援体制の整備などが新たな施策として打ち出されております。

本市では、これまでに「障害者福祉計画」（平成19・20年度）の策定をはじめ、平成21年度以後、3年間を1期とする計画を順次策定してきました。

平成30年4月の児童福祉法の改正により、障がい児への支援に関する計画である「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことにより、平成30年度から令和2年度までを実施期間とする計画を「第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画」として策定し、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざして、施策の推進を図ってきました。

本計画は「第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画」として、法令等に基づくほか、前計画の検証や課題の抽出、実態調査等によるニーズを踏まえ、今後3年間で本市が取り組むべき施策の方向を明らかにすることを目的として定めるものです。

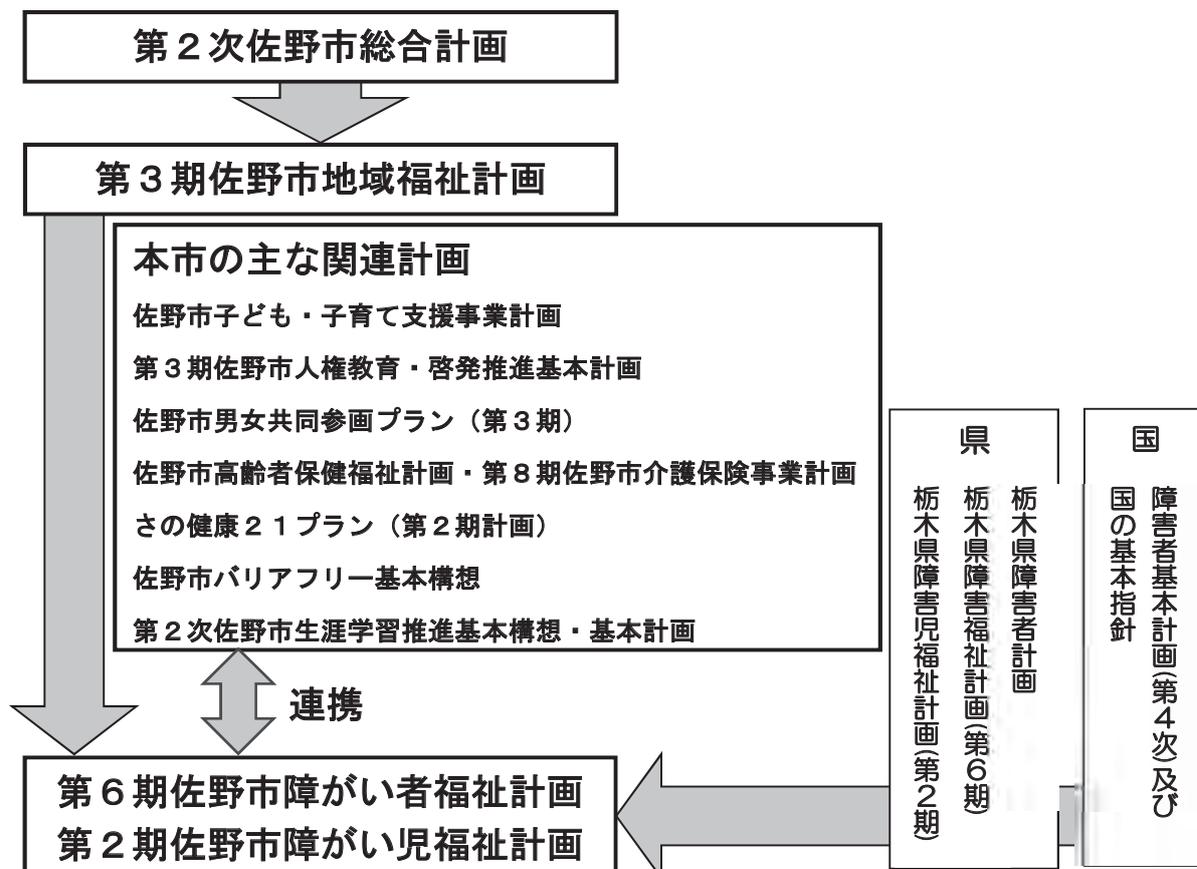


2. 計画の位置付け

(1) 計画の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当する計画として定めるものです。策定にあたっては、「第2次佐野市総合計画」、「第3期佐野市地域福祉計画」及び関連する諸計画並びに国の「障害者基本計画（第4次）」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、本計画において「国の基本指針」といいます。）」及び県の「栃木県障害者計画（2021～2023）」、「栃木県障害福祉計画（第6期）・栃木県障害児福祉計画（第2期）」との整合性を図りつつ、理念や施策に関する計画を「障がい者計画」、障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等、地域生活支援事業の確保に関する計画を「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とします。

図表1-1 計画の位置付け



(2) 計画の期間

第6期佐野市障がい者福祉計画及び第2期佐野市障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表1-2 計画の期間

年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障がい者 福祉計画	第5期計画			第6期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画			第2期計画		

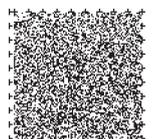
3. 計画の構成

本計画では、障害者基本法に規定する市町村障害者計画を「障がい者計画」、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画を「障がい福祉計画」とし、あわせて第6期佐野市障がい者福祉計画として策定し、その主な内容を第4章及び第5章に掲載します。

また、児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を「障がい児福祉計画」とし、第2期佐野市障がい児福祉計画として策定し、その主な内容を第5章に掲載します。

図表1-3 計画の構成

法律上の名称 (法律名)	佐野市の計画 における呼称	対応する 計画の区分	主な掲載箇所
市町村障害者計画 (障害者基本法)	障がい者計画	第6期佐野市 障がい者福祉 計画	第4章
市町村障害福祉計画 (障害者総合支援法)	障がい福祉計画		第5章
市町村障害児福祉計画 (児童福祉法)	障がい児福祉計画	第2期佐野市 障がい児福祉 計画	



4. 計画の策定体制及び方法

計画の策定にあたっては、「佐野市障がい者福祉計画等策定委員会」及び「佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会」を設置し、令和元年度から令和2年度にかけて検討を進めてきました。

令和元年度には、障がい者のニーズ把握のための実態調査の実施方法に関する検討、令和2年度には、障がい者施策における課題や計画の骨子、計画案に関する検討を実施しました。

また、計画案については、「佐野市パブリック・コメント制度」に基づき、意見及び情報を広く市民に募集いたしました。

- **佐野市障がい者福祉計画等策定委員会**

佐野市の関係職員により構成され、計画の素案の作成や佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会からの計画の素案に対する意見を検討し、計画の原案を作成しました。

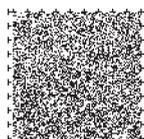
- **佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会**

学識経験者、障がい者関係団体の推薦を受けた者、保健、医療又は福祉に関係する団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員などで構成され、佐野市障がい者福祉計画等策定委員会が作成した計画の素案に対する意見を集約しました。

- **実態調査及びアンケート調査の概要**

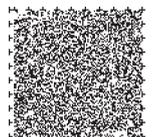
実態調査は障がい児・者を対象に、ニーズ等を定量的に把握する目的で実施しました。

また、アンケート調査は、障がい者関係団体及びボランティア団体を対象に、実態調査では把握できない具体的な課題やニーズを計画に反映する目的で実施しました。





第2章 障がい児・者を取り巻く状況



第2章 障がい児・者を取り巻く状況

1. 佐野市の障がい児・者の状況

(1) 身体障がい児・者の状況

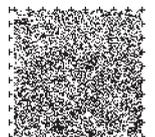
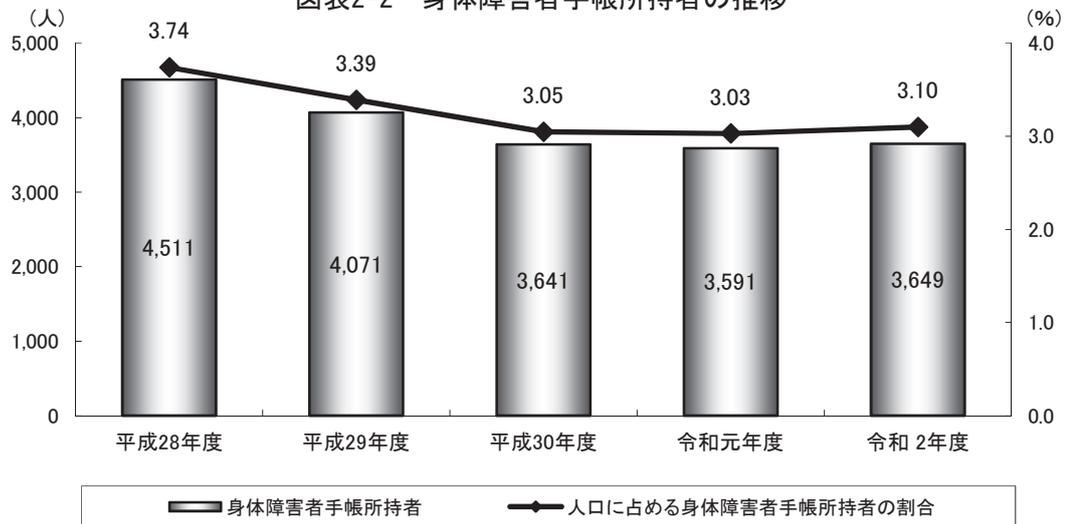
身体障害者手帳を所持している人の数は、令和2年度に3,649人となり、平成28年度から862人減少しています。また、人口に占める割合は3.1%となり、所持者数及びその割合は概ね減少傾向にあります。

図表2-1 身体障害者手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年 度	人口（人）	手帳所持者数（人）	割合（％）
平成28年度	120,683	4,511	3.74
平成29年度	120,018	4,071	3.39
平成30年度	119,348	3,641	3.05
令和 元年度	118,450	3,591	3.03
令和 2年度	117,706	3,649	3.10

図表2-2 身体障害者手帳所持者の推移



等級別では「1級」が1,222人で全体の33.5%、「2級」が564人で全体の15.5%で、合わせると1,786人で全体の48.9%となります。

障がい種別では「肢体不自由」が1,738人で全体の47.6%、次いで「内部障がい」が1,165人で全体の31.9%、合わせると2,903人となります。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の等級から見た障がい種別状況

(令和2年4月1日現在) 単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	複合 障がい	合計	割合 (%)
1級	80	—	—	273	771	98	1,222	33.5
2級	61	73	—	390	5	35	564	15.5
3級	15	47	18	340	94	24	538	14.7
4級	24	74	11	445	295	11	860	23.6
5級	28	0	—	191	—	1	220	6.0
6級	23	122	—	99	—	1	245	6.7
合計	231	316	29	1,738	1,165	170	3,649	
割合(%)	6.3	8.7	0.8	47.6	31.9	4.7		

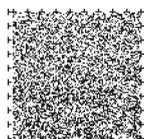
性別でみると、男性が1,990人で54.5%となり、女性の割合を上回っています。

年代別にみると、65歳以上の所持者は2,560人で全体の70.2%を占め、障がい児は73人で全体の2.0%となっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

(令和2年4月1日現在) 単位：人

年齢	性別		合計	割合(%)
	男	女		
18歳未満	42	31	73	2.0
障がい児数	42	31	73	2.0
18～39歳	124	83	207	5.7
40～64歳	513	296	809	22.2
65歳以上	1,311	1,249	2,560	70.2
障がい者数	1,948	1,628	3,576	98.0
合計	1,990	1,659	3,649	
割合(%)	54.5	45.5		



(2) 知的障がい児・者の状況

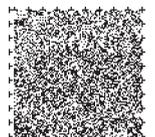
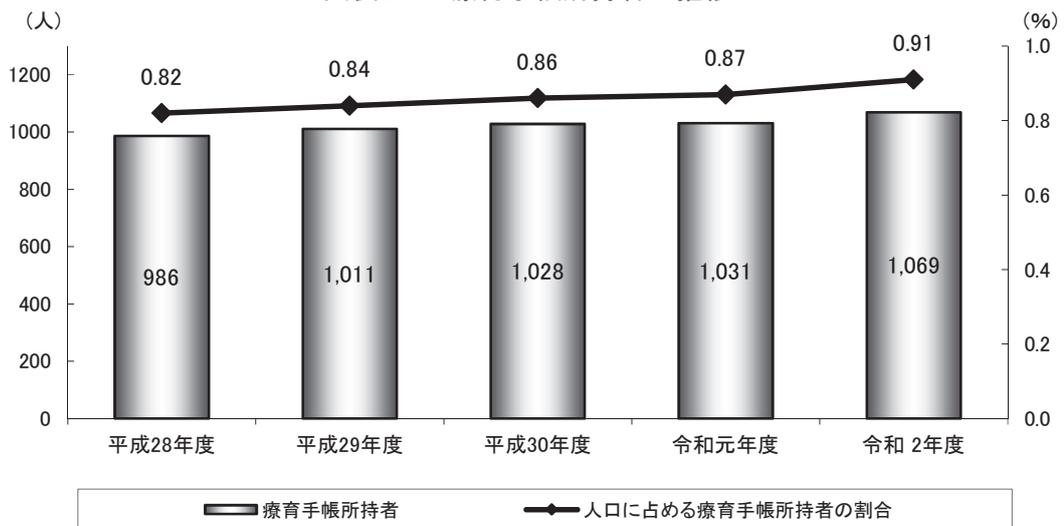
療育手帳を所持している人の数は、令和2年度に1,069人となり、平成28年度から83人増加しています。人口に占める割合も0.91%となり、手帳所持者数及びその割合は微増傾向にあります。

図表2-5 療育手帳の所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	人口(人)	手帳所持者数(人)	割合(%)
平成28年度	120,683	986	0.82
平成29年度	120,018	1,011	0.84
平成30年度	119,348	1,028	0.86
令和 元年度	118,450	1,031	0.87
令和 2年度	117,706	1,069	0.91

図表2-6 療育手帳所持者の推移



程度区分をみると重度（A、A1、A2）が、461人で全体の43.1%と最も高くなっています。

年代別にみると18～39歳が426人と全体の39.9%を占めますが、0～17歳の障がい児も215人と全体の20.1%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の程度区分状況

(令和2年4月1日現在) 単位：人

区分	重度 (A、A1、A2)	中度 (B1)	軽度 (B2、B)	合計	割合(%)
18歳未満	64	57	94	215	20.1
18～39歳	184	135	107	426	39.9
40～64歳	163	125	56	344	32.2
65歳以上	50	29	5	84	7.9
合計	461	346	262	1,069	
割合(%)	43.1	32.4	24.5		

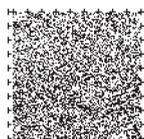
療育手帳の程度区分については、A1（IQが概ね20以下）、A2（IQが概ね21～35）、B1（IQが概ね36～50）、B2（IQが概ね51～70）を目安としますが、日常生活能力の水準や身体障害者福祉法に基づく障害等級（1級から3級）に該当し、日常生活において常時介護を要する程度の障がいなどと合わせて判定されます。

図表2-8 療育手帳所持者の男女・年代別状況

(令和2年4月1日現在) 単位：人

年齢	性別	男	女	合計	割合(%)
18歳未満		135	80	215	20.1
障がい児数		135	80	215	20.1
18～39歳		275	151	426	39.9
	40～64歳	217	127	344	32.2
	65歳以上	43	41	84	7.9
障がい者数		535	319	854	79.9
合計		670	399	1,069	
割合(%)		62.7	37.3		

性別で見ると、男性が670人で全体の62.7%を占め、女性より271人多くなっています。



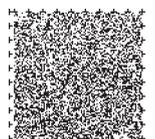
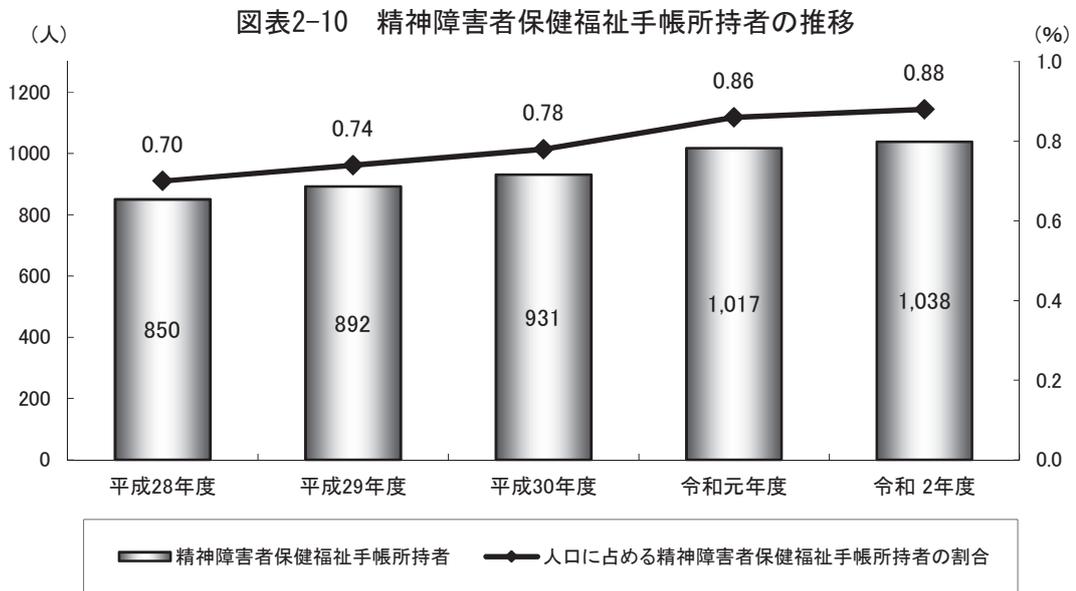
(3) 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、令和2年度に1,038人となり、平成28年度から188人増加し、人口に占める割合は0.88%になります。

また、自立支援医療費（精神通院）支給決定者数も令和2年度に1,724人となり、平成28年度から317人増加し、人口に占める割合は1.46%になり、精神障害者保健福祉手帳と同様に増加傾向にあります。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院）支給決定者数
(各年度4月1日現在)

年度	人口 (人)	手帳所持 者数 (人)	割合 (%)	自立支援医療費 支給決定者数 (人)	割合 (%)
平成28年度	120,683	850	0.70	1,407	1.17
平成29年度	120,018	892	0.74	1,541	1.28
平成30年度	119,348	931	0.78	1,676	1.40
令和 元年度	118,450	1,017	0.86	1,696	1.43
令和 2年度	117,706	1,038	0.88	1,724	1.46

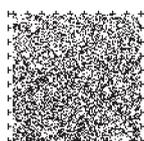


等級区分で見ると、2級が652人、全体の62.8%を占め最も高くなっています。

年代別で見ると、40～64歳が565人で全体に占める割合が54.4%、18～39歳が255人で全体に占める割合が24.6%となっており、合計すると820人、全体に占める割合も79%となります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級・年代別状況
(令和2年4月1日現在) 単位：人

障害等級		1級	2級	3級	合計	割合(%)
年齢						
障がい児数	18歳未満	0	6	1	7	0.7
		0	6	1	7	0.7
障がい者数	18～39歳	22	177	56	255	24.6
	40～64歳	77	359	129	565	54.4
	65歳以上	73	110	28	211	20.3
障がい者数		172	646	213	1,031	99.3
合計		172	652	214	1,038	
割合(%)		16.6	62.8	20.6		

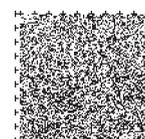


(4) 障がい児・者施設の状況

市内の日中活動系サービスの事業所数は78か所（定員数859人）、居住系サービスの事業所数は17か所（定員数214人）あります。

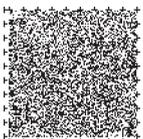
図表2-12 日中活動系サービス等を実施する施設の設置状況

	施設種別	平成29年4月1日現在		令和2年9月1日現在	
		箇所数	定員（人）	箇所数	定員（人）
障害者総合支援法	生活介護	6	242	7	288
	短期入所	3	38	3	24
	自立訓練（生活訓練）	1	6	0	0
	就労移行支援	4	56	4	52
	就労継続支援（A型）	2	30	5	90
	就労継続支援（B型）	5	74	10	150
	就労定着支援			3	
児童福祉法	福祉型児童発達支援センター	0	0	1	10
	児童発達支援	7	105	8	85
	放課後等デイサービス	7	105	12	130
	保育所等訪問支援	2		3	
地域生活支援事業	地域活動支援センター	3	60	1	30
	日中一時支援事業	19		21	
	合計	59	716	78	859



図表2-13 居住系サービスを実施する施設の設置状況

	施設種別	平成29年4月1日現在		令和2年9月1日現在	
		箇所数	定員（人）	箇所数	定員（人）
支 援 法 障 害 者 総 合	施設入所支援	1	80	1	80
	共同生活援助 （グループホーム）	15	127	15	124
支 援 事 業 地 域 生 活	福祉ホーム	1	10	1	10
	合計	17	217	17	214



(5) 障がい支援区分の認定状況

障がい福祉サービスのうち、18歳以上の方が同行援護を除く介護給付費の支給に係るサービスを受ける場合には、障がい支援区分の認定が必要となります。令和元年度における障がい支援区分の認定状況は次のとおりです。

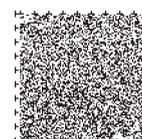
図表2-14 令和元年度における障がい支援区分の認定状況

単位：件

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	0	1	7	14	13	6	16	57
知的障がい	0	1	4	10	27	40	53	135
精神障がい	0	2	20	35	9	4	2	72
難病患者	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	4	31	59	50	50	71	265

障がい支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、「移動や動作等に関連する項目（12項目）」や「身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）」など80項目の調査結果をコンピューターにより判定（一次判定）し、さらに認定調査員による特記事項や主治医の意見書も含めた資料に基づき、障がい支援区分審査会による判定（二次判定）を経て、市が認定します。

なお、区分の数字が大きいほど必要とされる支援の度合いが高いことを示します。



2. 第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

『第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画』では、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活への移行等に関する成果目標やサービス等の見込量等について定め、令和2年度を最終目標年度とした取組を実施しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

【第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画の目標値】

本市では令和2年度末までに、平成29年3月31日現在の施設入所者数の3%が地域生活に移行することや、1.5%を削減することを目標値として設定し、その達成のために取り組みました。

図表2-15 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績

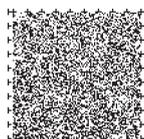
項目	目標値等	実績	目標値等の内容
施設入所者数 (A)	162人		平成29年3月31日現在の施設入所者数
地域生活移行者数	5人 (A) × 3 %	2人	平成30年度～令和元年度の実績 グループホーム等への移行者
施設入所者削減数	3人 (A) × 1.5%	4人 (見込み)	令和2年度末時点の平成29年3月31日現在の施設入所者 (162人) からの削減数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、令和2年度末までに本市又は両毛圏域に設置するという目標を設定しました。

これに対し、令和2年度に開催した自立支援協議会において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築のための協議の場として本協議会を活用することを決定いたしました。

今後は、システムの構築に向けて、①事務局レベルによる地域アセスメント、②課題抽出、③自立支援協議会等における関係者間での共有、④目標設定・役割分担・ロードマップ作成、⑤具体的な取組による手順での検討を進めていきます。



(3) 福祉施設から一般就労への移行

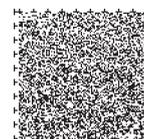
【第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画の目標値】

福祉施設から一般就労への移行に関して、次のような内容を基本として設定し、その達成のために取り組みました。

- ①令和2年度中に一般就労に移行する者の数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること。(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業所から一般就労への移行者数)
- ②令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること。(就労移行支援事業の利用者数)
- ③就労移行支援事業のうち、令和2年度末における就労移行率が3割以上となる事業所の割合を事業所全体の5割以上とすること。(就労移行率)
- ④就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすること。(職場定着率)

図表2-16 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値と実績

項目	目標値等	実績	目標値等の内容
平成28年度の一般就労への移行者数	24人		平成28年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
①就労移行支援事業所等から一般就労への移行者数	36人 (上記の1.5倍)	4人 (見込み)	令和2年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
平成28年度末時点の就労移行支援の利用者数	27人		
②就労移行支援事業の利用者数	33人 (上記の2割増)	31人 (見込み)	令和2年度末における就労移行支援の利用者数
令和2年度末現在の就労移行支援事業所数	4か所		令和3年3月現在の移行支援事業所数(見込み)
③就労移行率	2か所 (上記の5割以上)	0か所 (見込み)	令和2年度末における就労移行率が3割以上となる事業所数
④職場定着率	80%	71.4% (見込み)	就労定着支援における支援開始時から1年後の職場定着率



(4) 障がい福祉サービス・相談支援の見込量と実績

① 訪問系サービス

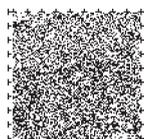
訪問系サービスは、実績時間数、実績人数ともに減少傾向となっており、各年度において、見込量を下回っています。

図表2-17 訪問系サービスの見込量と実績

訪問系サービス	単位	平成30年度 (月平均)			令和元年度 (月平均)			令和2年度 (4月～7月の月平均)		
		実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)
時間数	時間	3,035	3,300	92.0	2,875	3,400	84.6	2,670	3,500	76.3
月平均利用者数	人	227	230	98.7	224	240	93.3	211	250	84.4

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）で給付量が増加しています。また、療養介護は給付量がほぼ横ばいとなっています。

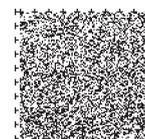


第2章 障がい児・者を取り巻く状況

図表2-18 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度 (月平均)			令和元年度 (月平均)			令和2年度 (4月～7月の月平均)		
		実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)
①療養介護 平均利用者数	人	22	25	88.0	23	25	92.0	23	25	92.0
②生活介護	人日	8,567	8,300	103.2	8,634	8,500	101.6	8,645	8,700	99.4
平均利用者数	人	425	410	103.7	431	420	102.6	430	430	100.0
③自立訓練 (機能訓練)	人日	0	21	0.0	14	21	66.7	18	21	85.7
平均利用者数	人	0	1	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0
④自立訓練 (生活訓練)	人日	51	120	42.5	18	120	15.0	0	120	0.0
平均利用者数	人	3	6	50.0	1	6	16.7	0	6	0.0
⑤宿泊型 自立訓練	人日	115			117			99		
平均利用者数	人	4			5			3		
⑥就労移行支援	人日	414	472	87.7	470	506	92.9	443	540	82.0
平均利用者数	人	26	28	92.9	28	30	93.3	25	32	78.1
⑦就労移行支援 (養成施設)	人日	31	21	147.6	31	21	147.6	10	21	47.6
平均利用者数	人	2	1	200.0	2	1	200.0	1	1	100.0
⑧就労継続支援 (A型)	人日	1,145	520	220.2	1,344	558	240.9	1,550	595	260.5
平均利用者数	人	61	28	217.9	70	30	233.3	79	32	246.9
⑨就労継続支援 (B型)	人日	2,802	2,688	104.2	3,144	2,856	110.1	3,382	3,024	111.8
平均利用者数	人	168	160	105.0	187	170	110.0	200	180	111.1
⑩就労定着支援 平均利用者数	人	5	10	50.0	17	15	113.3	17	20	85.0
⑪短期入所 (福祉型・医療型)	人日	225	193	116.6	270	193	139.9	170	193	88.1
平均利用者数	人	28	25	112.0	35	25	140.0	16	25	64.0

※サービス区分の内容の説明は86ページから96ページに記載しています。



③ 居住系サービス

居住系サービスでは、新たに創設された自立生活援助については、これまでの利用実績はありません。

また、入居等のサービスでは、共同生活援助の給付量が増加し、施設入所支援の給付量はほぼ横ばいとなっています。

図表2-19 居住系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度 (月平均)			令和元年度 (月平均)			令和2年度 (4月～7月の月平均)		
		実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)
①自立生活援助	人	0	2	0.0	0	2	0.0	0	2	0.0
②共同生活援助	人	139	130	106.9	145	135	107.4	158	140	112.9
③施設入所支援	人	158	161		157	160		158	159	

④ 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

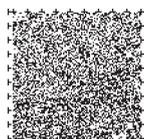
相談支援のうち、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）の利用は増加傾向にあります。地域移行支援及び地域定着支援の実績が見込量を下回っています。

計画相談支援では、サービス等利用計画の作成やその見直し・変更を通して、障がい者の利用ニーズに合った支援を行うことが求められています。

地域移行支援や地域定着支援などの地域相談支援に対する一層の取組も必要です。

図表2-20 相談支援の見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度 (月平均)			令和元年度 (月平均)			令和2年度 (4月～7月の月平均)		
		実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)
計画相談支援	人	120	90	133.3	135	90	150.0	144	90	160.0
地域移行支援	人	1	5	20.0	1	8	12.5	0	10	0.00
地域定着支援	人	2	5	40.0	1	8	12.5	0	10	0.00



(5) 障がい児支援の見込量と実績

平成30年度の児童福祉法の改正により「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことに伴い、平成30年度から令和2年度までの3年間の障がい児支援に関する計画を第1期障がい児福祉計画として位置づけ、各年度における障がい児通所支援及び障がい児相談支援に関する見込量を設定しました。

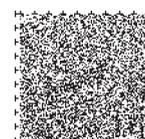
①障がい児通所支援

障がい児通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの給付量が増加しています。

一方で、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用実績が少なく、障がい児のニーズに応じた支援体制の確保が求められます。

図表2-21 障がい児通所支援の見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度 (月平均)			令和元年度 (月平均)			令和2年度 (4月～7月の月平均)		
		実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)
児童発達支援	人日	656	580	113.1	675	590	114.4	791	600	131.8
月平均利用者数	人	180	160	112.5	201	170	118.2	201	180	111.7
医療型 児童発達支援	人日	0	1	0.0	0	1	0.0	0	1	0.0
月平均利用者数	人	0	1	0.0	0	1	0.0	0	1	0.0
放課後等 デイサービス	人日	2,167	1,900	114.1	2,619	2,000	131.0	2,658	2,100	126.6
月平均利用者数	人	255	210	121.4	326	220	148.2	334	230	145.2
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	10	0.00	0	10	0.00	0	10	0.00
月平均利用者数	人	0	2	0.00	0	2	0.00	0	2	0.00
保育所等 訪問支援	人日	3	10	30.0	5	11	45.5	3	12	25.0
月平均利用者数	人	3	10	30.0	6	11	54.5	3	12	25.0



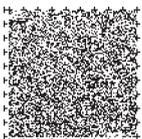
② 障がい児相談支援

障がい児相談支援（障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助）において、障がい児支援利用計画の作成やその見直しを行います。

計画相談支援と同様、障がい児相談支援においてもニーズに合った支援が求められています。

図表2-22 障がい児相談支援の見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度 (月平均)			令和元年度 (月平均)			令和2年度 (4月～7月の月平均)		
		実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)	実績	見込量	達成率 (%)
障がい児 相談支援給付	人	60	100	60.0	94	110	85.5	117	120	97.5



(6) 地域生活支援事業の見込量と実績

地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具給付、移動支援事業、日中一時支援事業の利用件数が多く、また、実績については、相談支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、生活訓練事業、日中一時支援事業、自動車改造費用助成事業において平成30年度、令和元年度ともに見込量以上となっています。

図表2-23 理解促進研修・啓発事業の実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施（見込み）

図表2-24 自発的活動支援事業の実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施（見込み）

図表2-25 相談支援事業の見込量と実績

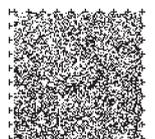
単位：か所

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実施見込み箇所数	2	2	2
【実績値】実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施（見込み）
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施（見込み）

図表2-26 成年後見制度利用支援事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実利用見込者数	5	5	5
【実績値】実利用者数	0	0	(4~9月)0
達成率(%)	0.0	0.0	0.0



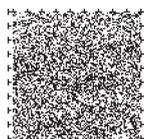
図表2-27 成年後見制度法人後見支援事業の実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施（見込み）

図表2-28 意思疎通支援事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
【見込量】実利用見込人数	20	20	20
【実績値】実利用人数	27	25	(4～9月)13
達成率（％）	135.0	125.0	—
②手話通訳者設置事業			
【見込量】実設置見込者数	2	2	2
【実績値】実設置者数	2	2	1（見込み）
達成率（％）	100.0	100.0	50.0

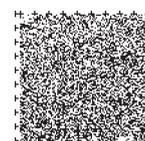


第2章 障がい児・者を取り巻く状況

図表 2-29 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①介護・訓練支援用具			
【見込量】利用見込件数	2	2	2
【実績値】利用件数	7	0	(4~9月)0
達成率(%)	350.0	0.0	—
②自立生活支援用具			
【見込量】利用見込件数	4	4	4
【実績値】利用件数	7	7	(4~9月)5
達成率(%)	175.0	175.0	—
③在宅療養等支援用具			
【見込量】利用見込件数	15	15	15
【実績値】利用件数	6	16	(4~9月)8
達成率(%)	40.0	106.7	—
④情報・意思疎通支援用具			
【見込量】利用見込件数	15	15	15
【実績値】利用件数	30	9	(4~9月)3
達成率(%)	200.0	60.0	—
⑤排泄管理支援用具			
【見込量】利用見込件数	3,013	3,087	3,164
【実績値】利用件数	2,795	2,955	(4~9月)1,536
達成率(%)	92.8	95.7	—
⑥居宅生活動作補助用具			
【見込量】利用見込件数	2	2	2
【実績値】利用件数	2	0	(4~9月)2
達成率(%)	100.0	0.0	—



図表2-30 手話奉仕員養成研修事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】研修修了見込者数	30	31	32
【実績値】研修修了者数	18	0	(4~9月)0
達成率(%)	0.6	0.0	—

図表2-31 移動支援事業の見込量と実績

単位：人、時間

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実利用見込者数	90	90	(年間見込)90
【実績値】実利用者数	86	82	(4~9月)39
達成率(%)	95.6	91.1	—
【見込量】延べ利用見込時間数	3,700	3,700	3,700
【実績値】延べ利用時間数	3,510	2,830	(4~9月)806
達成率(%)	94.9	76.5	—

図表2-32 地域活動支援センターの見込量と実績

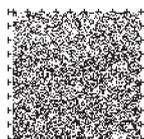
単位：か所、人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実施見込み箇所数	1	1	1
【実績値】実施箇所数	1	1	1
達成率(%)	100.0	100.0	100.0
【見込量】利用見込者数	40	40	40
【実績値】利用者数	41	43	(4~9月)47
達成率(%)	102.5	107.5	—

図表2-33 福祉ホーム事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実利用見込者数	4	4	4
【実績値】実利用者数	4	4	(4~9月)6
達成率(%)	100.0	100.0	—



第2章 障がい児・者を取り巻く状況

図表2-34 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実利用見込者数	2	2	2
【実績値】実利用者数	5	6	(4~9月)5
達成率(%)	250.0	300.0	—

図表2-35 生活訓練事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実参加見込者数	15	15	15
【実績値】実参加者数	47	46	(4~9月)0
達成率(%)	313.3	306.7	—

図表2-36 日中一時支援事業の見込量と実績

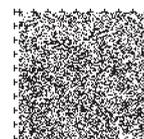
単位：人、日

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実利用見込者数	180	184	188
【実績値】実利用人数	186	202	(4~9月)137
達成率(%)	103.3	109.8	—
【見込量】延べ利用見込日数	9,000	9,200	9,400
【実績値】延べ利用日数	10,471	9,959	(4~9月)4,502
達成率(%)	116.3	108.3	—

図表2-37 スポーツ・レクリエーション教室等開催事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実参加見込者数	40	45	50
【実績値】実参加者数	35	38	0
達成率(%)	87.5	84.4	0.0



図表2-38 要約筆記奉仕員・点訳奉仕員養成研修事業の見込量と実績

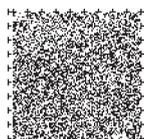
単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実参加見込者数	25	25	25
【実績値】実参加者数	13	18	(4~9月)0
達成率 (%)	52.0	72.0	—

図表2-39 自動車改造費用助成事業の見込量と実績

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【見込量】実利用見込者数	2	2	2
【実績値】実利用者数	2	4	(4~9月)1
達成率 (%)	100.0	200.0	—



3. 障がい児・者を対象とした実態調査結果の概要

(1) 調査の目的

障がい児・者を対象に、生活の状況や福祉サービスの利用、意見・要望などを把握し、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、「第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

① 調査対象者及び人数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定医療費（特定難病）受給者証及び児童福祉サービス受給者証の交付を受けた方の中から、以下の人数を無作為抽出しました。

■身体障がい	500人	■難病患者	110人
■知的障がい	150人	■児童サービス	90人
■精神障がい	150人	■合計	1,000人

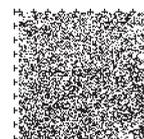
② 調査期間及び調査方法

令和2年1月7日～1月31日

郵送調査（郵送による配布及び回収）

③ 回収率

63.4%

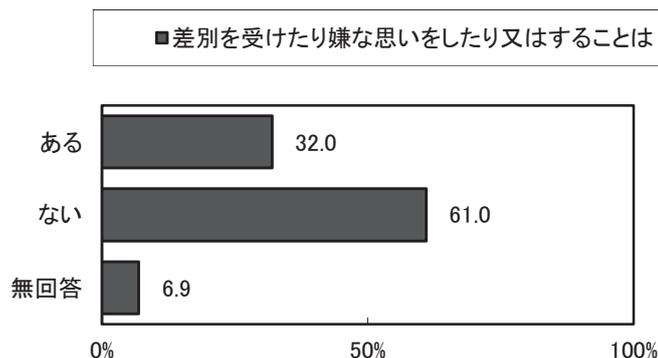


(3) 実態調査結果のまとめ

① 差別などについて

- 差別を受けたり嫌な思いをしたり又はすることは
差別、嫌な思いの有無については「ない」が61.0%、「ある」が32.0%となっています。

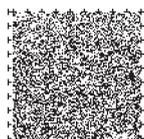
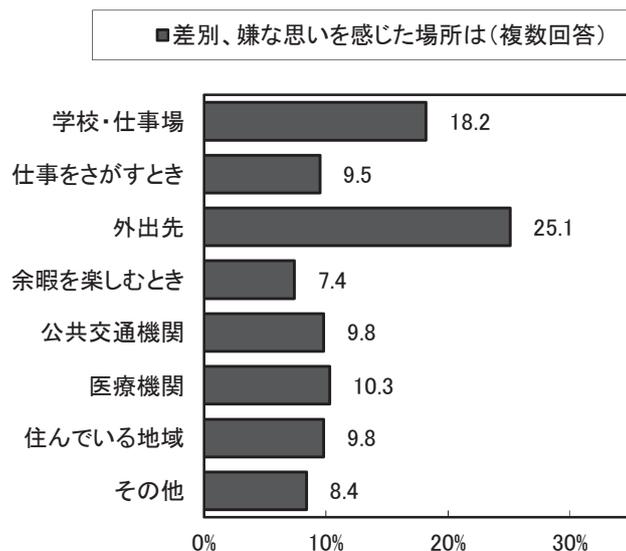
図表2-40



- 差別、嫌な思いを感じた場所は（複数回答）

差別、嫌な思いを感じた場所としては「外出先」が25.1%で最も高くなっています。次いで「学校・仕事場」が18.2%、「医療機関」が10.3%、「公共交通機関」「住んでいる地域」が9.8%、「仕事をさがすとき」が9.5%となっています。

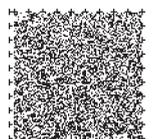
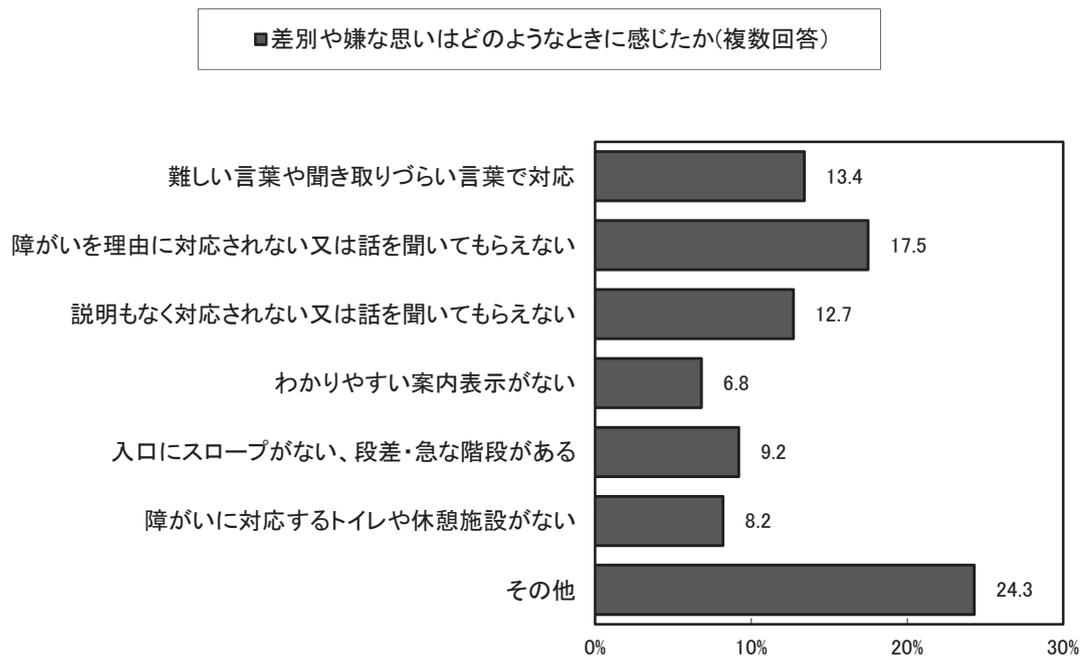
図表2-41



・差別や嫌な思いはどのようなときに感じたか（複数回答）

「どのようなときに差別を感じたか」では「障がいを理由に対応されない又は話を聞いてもらえない」が17.5%で最も高くなっています。次いで「難しい言葉や聞き取りづらい言葉で対応」が13.4%、「説明もなく対応されない又は話を聞いてもらえない」が12.7%、「入口にスロープがない、段差・急な階段がある」が9.2%となっています。

図表2-42

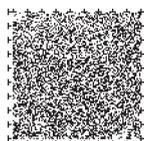
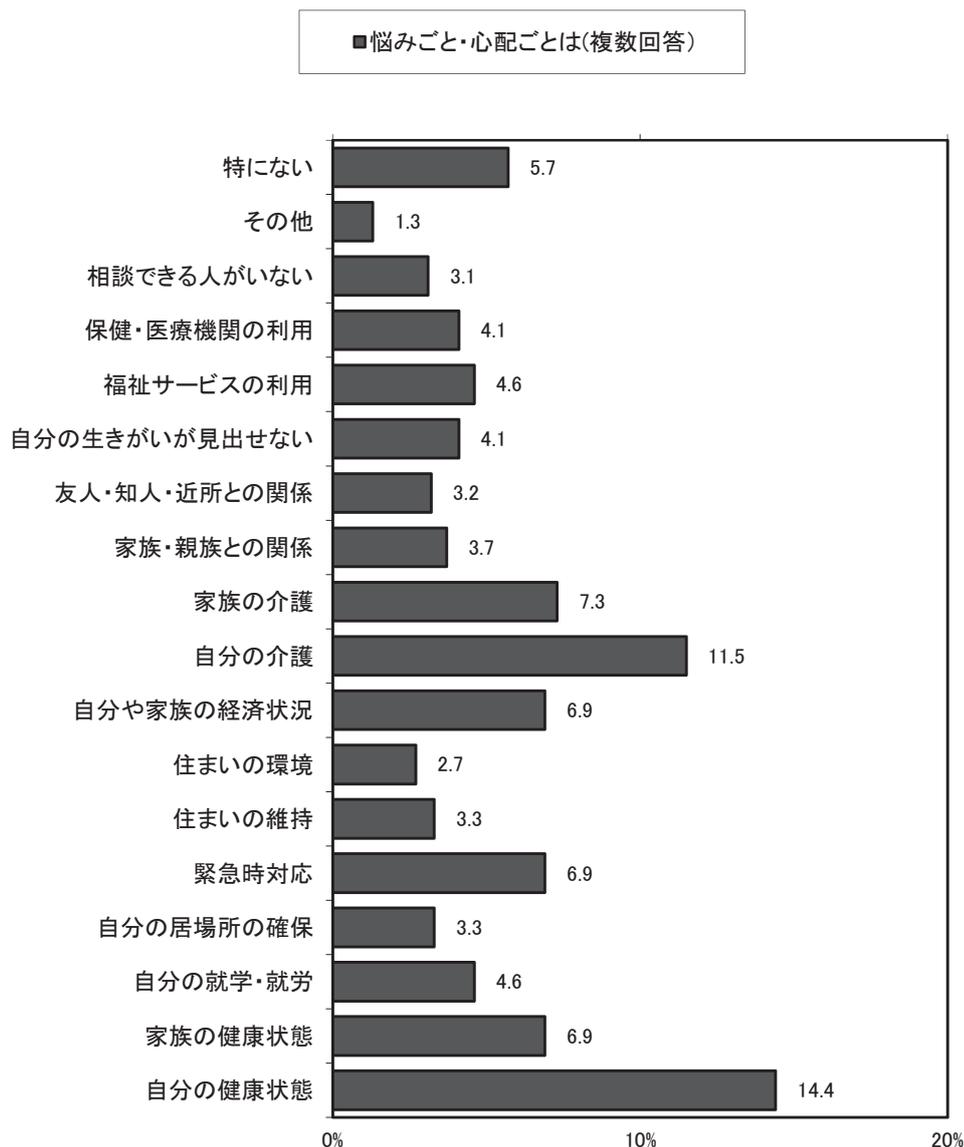


②悩みごと・心配ごとなどについて

・悩みごと・心配ごとは（複数回答）

現在の悩みごと・心配ごととしては「自分の健康状態」が14.4%で最も高くなっています。次いで、「自分の介護」が11.5%、「家族の介護」が7.3%、「自分や家族の経済状況」「緊急時対応」「家族の健康状態」がいずれも6.9%となっています。

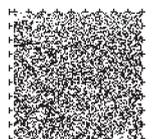
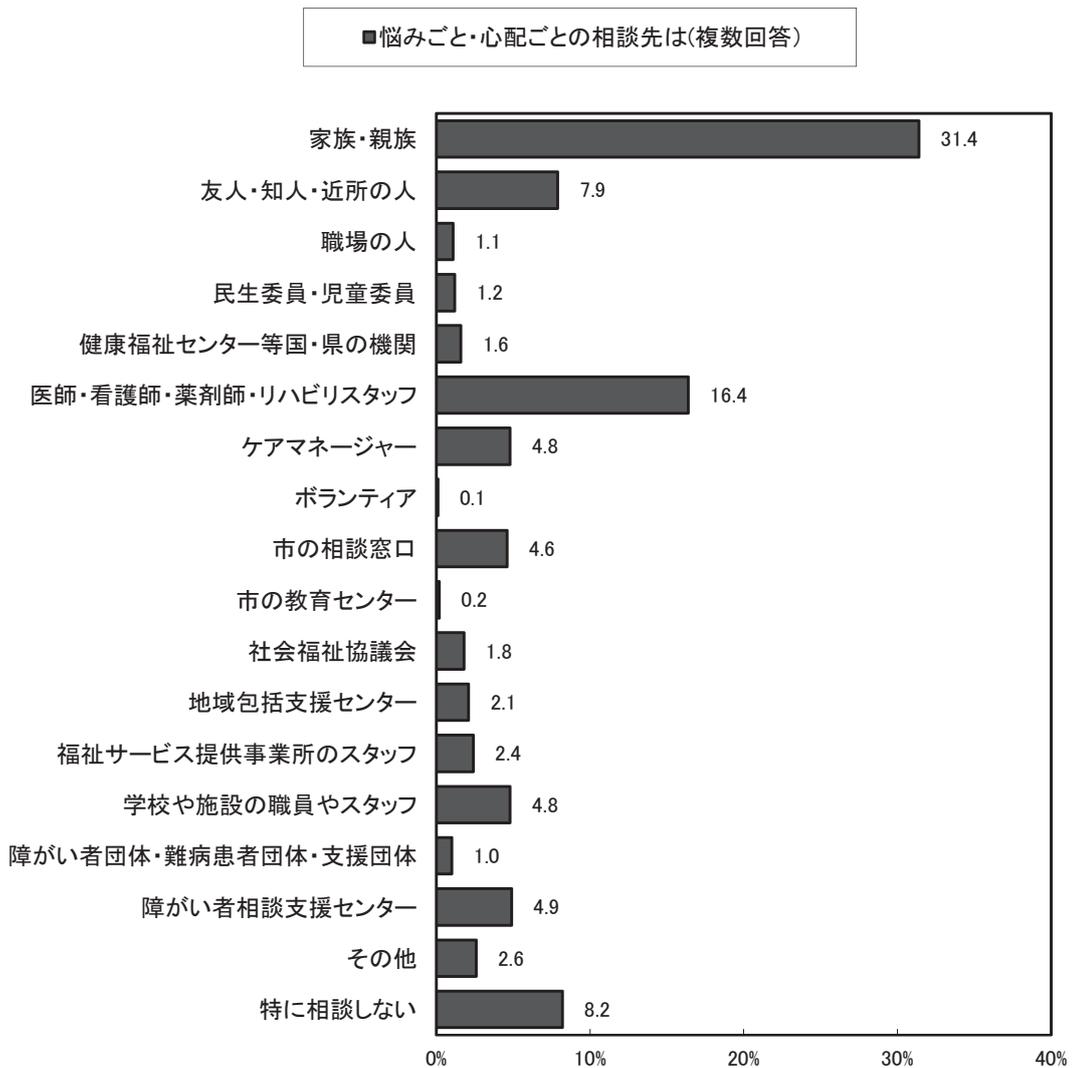
図表2-43



・悩みごと・心配ごとの相談先は（複数回答）

悩みごと・心配ごとの相談先としては「家族・親族」が31.4%で最も高く、次いで、「医師・看護師・薬剤師・リハビリスタッフ」が16.4%、「特に相談しない」が8.2%、「友人・知人・近所の人」が7.9%となっています。

図表2-44

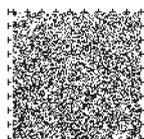
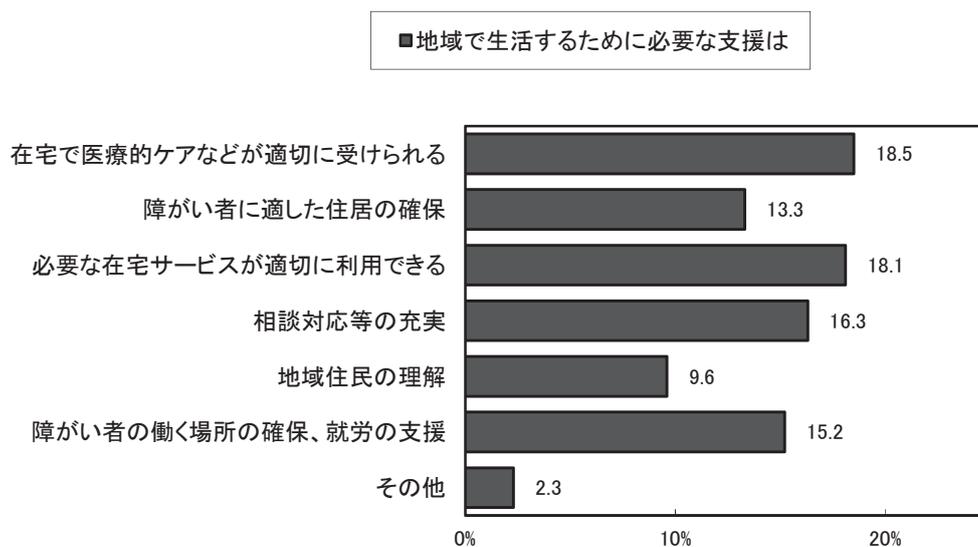


③地域で生活するために必要な支援について

- 地域で生活するために必要な支援は（複数回答）

地域で生活するために必要な支援としては「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」18.5%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が18.1%、「相談対応等の充実」が16.3%、「障がい者の働く場所の確保、就労の支援」が15.2%となっています。

図表2-45

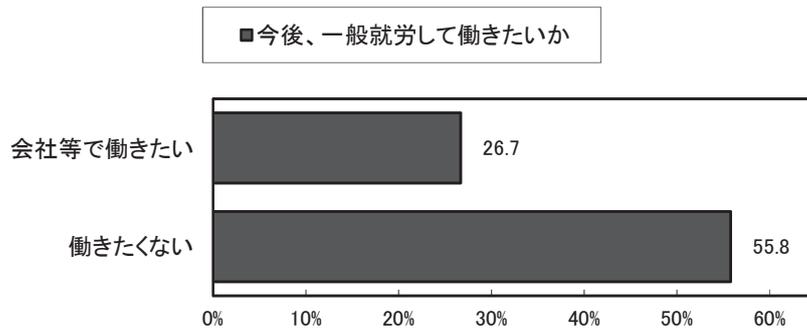


④就労について

- 今後、一般就労して働きたいか

「今後、一般就労して働きたいか」について「会社等で働きたい」が26.7%、「働きたくない」が55.8%となっています。

図表2-46

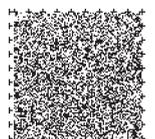
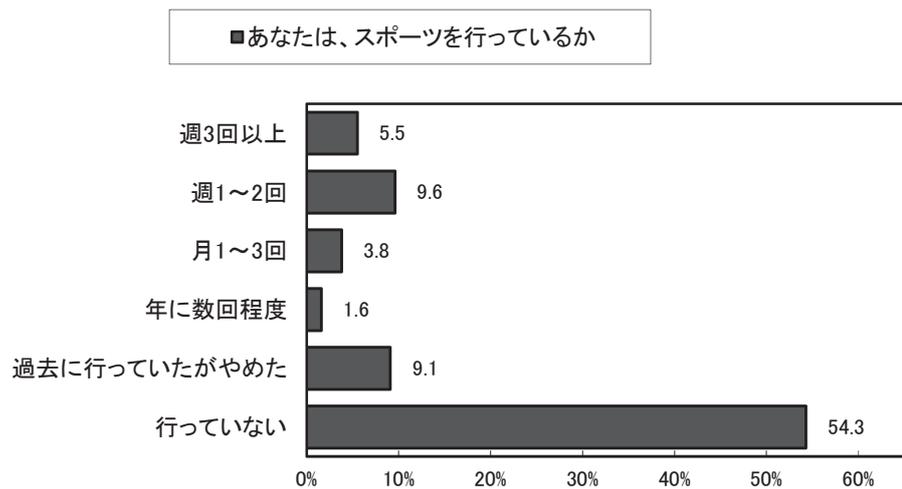


⑤障がい者スポーツについて

- あなたは、スポーツを行っているか

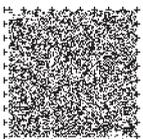
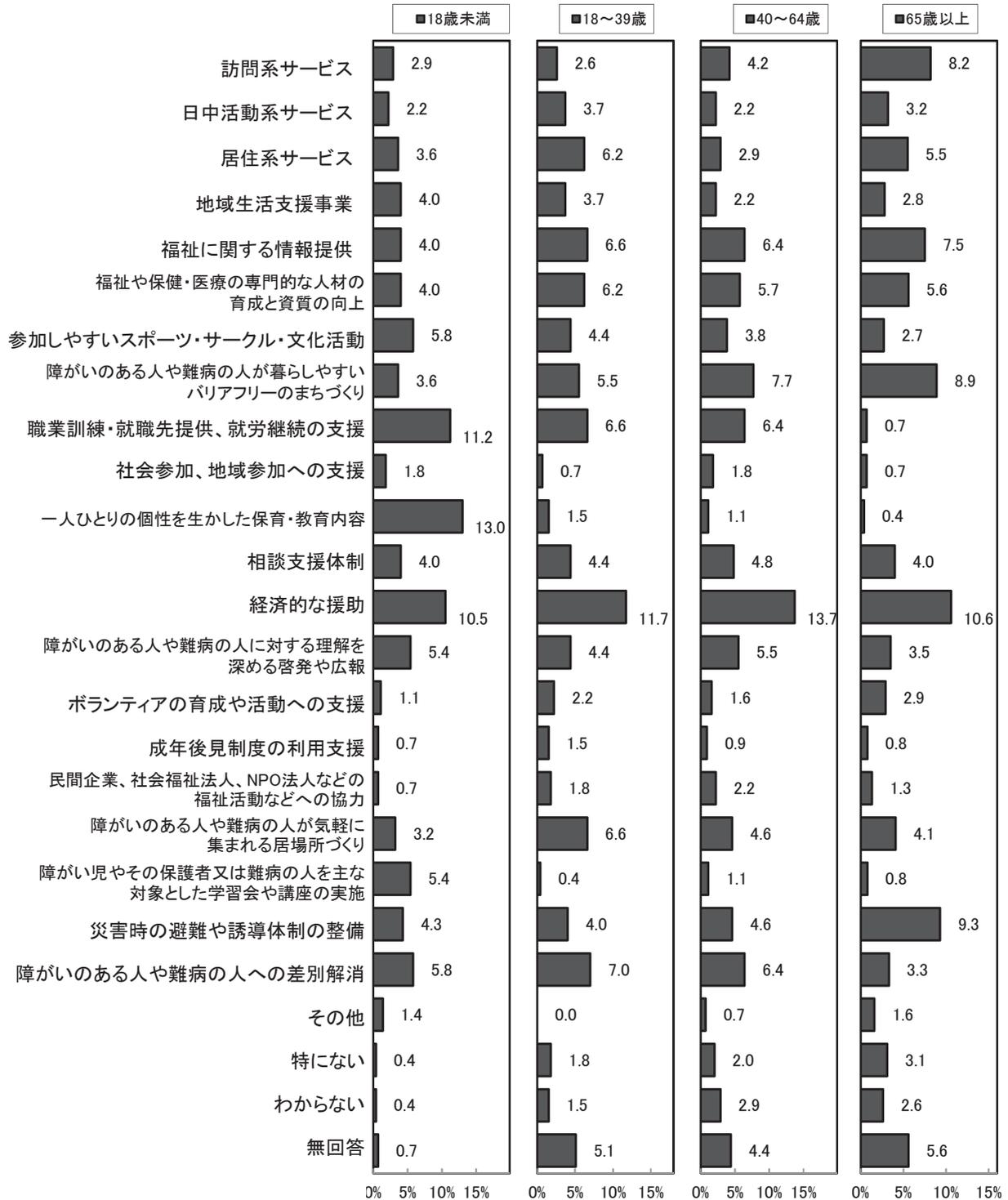
「あなたはスポーツを行っているか」について「行っていない」が54.3%で最も高く、次いで「週1~2回」が9.6%、「過去に行っていたがやめた」が9.1%となっています。

図表2-47



⑥年齢別における「今後、特に充実してほしいと思うことは」

図表2-48



4. 障がい者関係団体・ボランティア団体へのアンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

障がい者関係団体及びボランティア団体を対象に、実態調査では把握できない具体的な課題やニーズを計画に反映する目的で実施しました。

(2) 調査の概要

① 調査期間及び調査方法

令和2年5月12日～6月30日

郵送調査（郵送による配布及び郵送・FAX等による回収）

② アンケートを提出いただいた団体

障がい者関係団体

佐野市視覚障がい者鳩の会

佐野市聴覚障害者協会

佐野市手をつなぐ育成会

佐野市中途失聴・難聴者協会

栃木県立足利特別支援学校PTA

栃木県立足利中央特別支援学校PTA

ボランティア団体

手話サークル「うさぎ」

手話サークル「かたくり」

手話サークル「コスモス」

手話サークル「星」

佐野手話サークル「わたらせ」

手話サークル「ゆめ」

佐野市要約筆記サークル「さのOHP」

佐野市音訳ボランティア やまびこの会

音訳 るりの会

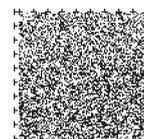
佐野点訳サークル こばと会

なかよしクラブ

スペシャルオリンピックス 日本・栃木 陸上佐野

こだわりっこの会

メンタルヘルスボランティアグループ「フレンド」



③ アンケート項目

- 1 団体の活動における悩みや問題等
- 2 障がいのある方への理解を深めるために必要だと思うこと
- 3 障がいのある方が地域で暮らしていくための課題等
- 4 その他

(3) アンケート調査結果のまとめ

1 貴団体の活動における悩みや問題等がありましたらご記入ください。

活動の周知

- ・学生に要約筆記の活動を知ってほしい。
- ・手話通訳士が市長メッセージを同時通訳するようになり、一歩前進したと思う。

会員確保の問題

- ・会員が高齢化・減少しており継続できるか心配。
- ・会員歴の長短や年齢により活動に対する意識に差があり、若手への継承が難しい。
- ・会員間での技能の能力に差があり、勉強に使用する資料の選定に悩むことがある。
- ・宿泊訓練等などで男子の付き添いが不足している。

活動場所の確保

- ・サークルへの入会者が多く、活動場所が手狭になるなど、対応が難しくなっている。
- ・当事者どうしがサークルのように集まれる機会を設けたい。

障がい者への配慮

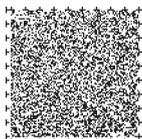
- ・市役所内において「耳マーク」の表示がない窓口があり、普及が遅れている。
- ・民間企業や各種団体のポスター・チラシなどの資料に記載の連絡先が電話番号のみであるものが目立ち、電話での連絡ができない中途失聴者・難聴者は困る。
- ・透明でないマスクを着けている人は、発言するときの口の動きが見えないため、中途失聴者・難聴者などが「読話」「読唇」ができない。

移動手段の確保

- ・雨の日は自動車の乗降を屋根がある場所で行う必要があるため、施設などの利用の際は順番待ちとなる。

専用機材の利用

- ・点字プリンタの操作を熟知した会員のみに頼っている。また、機材の定期点検が必要なので市にお願いしたい。



2 障がいのある方が地域で暮らしていくための課題等、何かお感じになることがありましたらご記入ください。

理解啓発・権利擁護

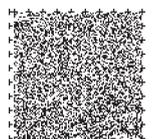
- ・市民に障がいのある人の理解をしてもらうこと。
- ・障がい者からの意見にもっと耳を傾けること。
- ・障がいに対する偏見があり、理解されないことが多い。
- ・過剰な世話や特別扱いを受けたり、偏見で見られる。いろいろな人がいることを理解してほしい。
- ・聴覚障がい者は会話や筆記はできているなど、障がいに対する理解不足や誤った認識が多い。
- ・ヘルプマークの認知が少ない。
- ・自己決定の権利が保障されなければならない。家族の都合が優先され、本人の意思が軽視されている気がする。
- ・都合が悪くなると「私は障がい者」と言うのではなく、当事者の行動変容も必要。

障がい者の社会参加

- ・公共施設や商業施設で手話ができる人が増えるようになってほしい。
- ・障がいのある人が働ける職場が少ない。
- ・障がい者を支援するボランティア活動を知らない当事者がいる。活動についてPRしてほしい。
- ・障がいのある人とない人が一緒に活動できる場所の確保。
- ・地域の行事に参加しやすいようになること。

バリアフリー

- ・車いすで入れるお店が限られている。
- ・障がい者専用駐車場に一般の人が駐車をしている。
- ・視覚障がい者の歩行の妨げになるため、点字ブロックの上に物を置くことや路上駐車はやめてほしい。
- ・市から視覚障がい者へ送付する文書には、封筒に部署名がわかる点字シールを貼ってほしい。
- ・印刷物の連絡先にFAX番号やメールアドレスを記載してほしい。
- ・バリアフリーがまだまだ進んでいないと思う。



災害対策

- ・視覚障がい者は見えないため、災害時に一人では動けず、情報が音声だけなので不安。
- ・聴覚障がい者に対しては、ラインやメールで情報提供する工夫が必要。災害情報は広報車がまわってもアナウンスを聴くことができない。
- ・災害時の情報保障があるか心配。避難所で文字情報が得られるようにしてほしい。

福祉サービス

- ・一生涯のトータルサポート、切れ目のない支援。
- ・家族や障がい者本人が新型コロナウイルスに感染した場合に受けられる支援。

3 障がいのある方への理解を深めるためには何が必要だと思いますか。率直なご意見をご記入ください。

理解促進

- ・「耳マーク」「ヒアリンググループマーク」の理解啓発。
- ・講演会などの開催。
- ・自分が高齢になり体が不自由になったとき、どうしてほしいか考えること。
- ・障がい者の身になること。

障がい者と接する機会

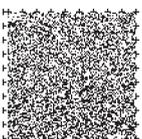
- ・障がい者との交流、声かけ。
- ・児童のうちから障がい者と交流する。
- ・障がい特性を知ること。障がい者と一緒に話をしたり活動をする事。
- ・お祭りや行事に誘う。

支援体制の確保

- ・障がい者が孤立せず生活支援が受けられる場の確保。
- ・ボランティアサークルと当事者との連絡体制の整備。
- ・障がい者の方々に寄り添うこと。
- ・行政も一緒に活動すること。

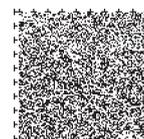
障がいに関する教育の機会

- ・小中学校における福祉教育。



4 その他、何かございましたらご記入ください。

- 障がい者に関わるボランティア団体の紹介をしてほしい。ボランティアの方を対象とする講習会を開催してほしい。
- 子育て世代包括支援センターに発達障がいセンターの機能が付加されトータルサポートできるようになるとよい。
- 宿泊訓練時に福祉バスが利用できるとよい。
- 障がい者、高齢者は災害弱者とも呼ばれている。感染症対策においても同様。ワンストップ行政を考えないと新しい生活様式での支援は無理だと思う。
- みんないつかは何らかの障がい者になる可能性がある。その時に切りすてられることのない社会になってほしい。



5. 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に向けての課題

国等における障がい福祉施策の動向、障がい児・者を対象とした実態調査や関係団体へのアンケート調査結果、自立支援協議会からの提言等を踏まえ、その課題を整理します。

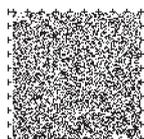
(1) 地域で支え合うまちづくりの推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識、合理的な配慮、権利の擁護等、ノーマライゼーション社会の実現が不可欠です。また、公的支援としての福祉サービスだけでなく、地域社会における助け合いやボランティアによる活動など、地域の社会資源を最大限に活用することも重要です。

障がい児・者を対象とした実態調査によると、障がい者に対する差別について、「差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と回答した方が32.0%、その回答をした人全体の17.5%が、「障がいを理由に対応されない又は話を聞いてもらえない」と回答し、同じく13.4%が、「難しい言葉で対応された」と回答しており、ノーマライゼーションの考え方の浸透と定着が課題であることがわかります。

また、関係団体へのアンケート調査によると、障がいについて理解を深めるために必要なものとして、「障がい者との交流が大切である。」という障がい者と接する機会についての意見や、「小中学校での福祉教育が効果的である。」といった障がいに対する教育の充実についても意見がありました。バリアフリーに関しては、「車いすで入れるお店が限られている。」、「点字ブロックに物を置くことをやめてほしい。」、「印刷物の連絡先としてFAX 番号やメールアドレスを明記してほしい。」といった意見がありました。そのほか、地域での生活について「障がい者の意見にもっと耳を傾けること。」という意見がある一方で、「過剰な世話や特別扱いを受ける。」という意見もあります。

そのほか、災害対策など安全・安心に対する意見が多くみられ、災害時における情報提供などのニーズは依然として高くなっております。



さらに、障がい者が地域で快適な生活を送るうえで、ハード面からの住まいや道路、公共施設などのバリアフリー化や、自由に外出や移動ができる環境をつくること等も重要です。

このように、「地域で支え合うまちづくり」の実現にはさまざまな課題があり、人権尊重・権利擁護の考えを前提として、身近な地域での支え合いや助け合いなどのふれあう機会や教育・啓発活動などを通じて、障がいや障がい者に対する理解を進めていくことや、障がい特性に応じた支援を充実させるなど、地域で安心して暮らせるための環境を整備することが求められています。

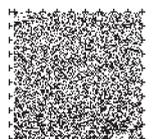
(2) 日常生活支援

障がいがあっても自分らしく日常生活を営んでいくためのニーズは、ますます多様化しています。そのため、福祉サービスにおいても、きめ細やかな支援体制の確保と質の向上が求められています。

障がい児・者を対象とした実態調査によると、現在の悩みごとや心配ごととして、「自分の健康や介護のこと」と回答した方が最も多く、次いで、「家族の健康状態や介護」、「緊急時（災害や事故、急病など）の対応」の順となっております。地域で生活するために必要な支援では、「在宅で医療的なケアが適切に受けられる」と回答した方が最も多く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」、「相談対応等の充実」の順となっています。

また、関係団体へのアンケート調査によると、障がいのある方が地域で暮らしていくための課題等として「一生涯のトータルサポート、切れ目のない支援」、「家族や本人が新型コロナウイルスに感染した場合に受けられる支援」といった意見が寄せられています。

今後も、ライフステージや環境の変化に伴う多様なニーズに対して、身近な場所で支援が提供できる体制が求められます。



(3) 社会参加を促進する支援

障がい者が持てる力を発揮し社会参加ができる環境を整備するためには、福祉に関わる関係者だけではなく、雇用・労働施策と連携した総合的な支援や、教育機関等において一人ひとりの障がい特性やニーズに合わせた適切な指導を受けられるよう教育・学習に関する多様な支援、そして、就労以外にも文化・スポーツ・レクリエーション活動など様々な社会参加の機会を設けることが必要です。

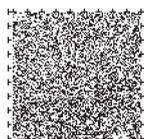
障がい児・者を対象とした実態調査によると、社会参加について、「今後、会社等で働きたい」と回答した方が26.7%、「スポーツを行っている」と回答した方が20.5%となっています。

また、関係団体へのアンケート調査によると、就労について「障がい者が働ける職場が少ない」といった意見があります。

自立支援協議会からの提言では、障がい者の就労に関し、「企業に対する理解啓発や、障がい者が就労するための福祉サービス事業所と関係機関の連携による支援の重要性」を指摘しています。

働く意欲のある障がい者への就労支援のためには、多様な就業機会の確保と関係機関が密接に連携した就労定着に至るまでの総合的な支援が不可欠です。

そのほか、教育や学習の支援、文化芸術活動やスポーツを通じて社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、社会参加を進める多様な支援が求められています。

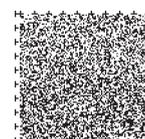


(4) 障がい児・家族支援

障がい児の健全な発達を促すためには、療育・保育・教育の質の充実とともに障がい児本人に対する支援やその特性のために育てづらさを抱えている家族に対する支援が必要です。本市では、障がい児の早期発見、早期療育に取り組むとともに、保育・教育の場においても障がい児への支援を提供するため、関係機関の連携による支援体制を整備して支援の充実を図っています。

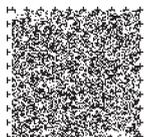
障がい児・者を対象とした実態調査によると、18歳未満の回答者が充実してほしいと思うことでは、「一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容」、「職業訓練・就職先提供、就労継続の支援」の比率が高くなっており、学齢期から青年期へという学生から職業生活への移行期となるライフステージの変わり目に対するスムーズな移行支援を求めていることがうかがえます。

また、近年の新生児医療技術の進歩等に伴い、医療的ケア児も年々増加傾向にあり、重症心身障がい児も含めた在宅生活や通所施設の利用における医療的ケアへの対応は喫緊の課題となっております。





第3章 計画の基本的な考え方



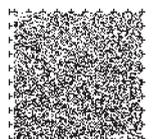
第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の策定方針

本計画では、障害者基本法に規定する市町村障害者計画に相当する部分を「障がい者計画」とし、国が定める「市町村障害者計画策定指針」に留意しつつ、障がい者施策における基本理念、基本指針、基本目標、施策等や具体的な方策となる取組事例などを定めることとします。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画に相当する部分を「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とし、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、本市における成果目標や活動指標として障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等の供給体制などを定めることとします。

	計画の名称 (根拠法)	計画内容
第6期障がい者福祉計画	障がい者計画 (障害者基本法)	<pre> graph TD A[基本理念] --> B[基本指針] B --> C[基本目標] C --> D[施策] </pre>
	障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（国の基本指針）
第2期障がい児福祉計画	障がい児福祉計画 (児童福祉法)	<pre> graph TD A[障がい福祉計画] --> B[令和5年度における成果目標 (7項目)] A --> C[令和3~5年度のサービス等見込量 と確保の方策] </pre>



2. 「障がい者計画」の概要

(1) 基本理念

第2次佐野市総合計画では、「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」を佐野市の目指すべき将来像とし、その実現に向けた基本目標のひとつに「健やかで元気に暮らせるまちづくり」が定められております。その中に分類される政策として「助け合い生きがいを実感できるまちづくり」を掲げ、さらに施策として「障がい者の社会参加と自立の推進」が位置づけられております。

また、第3期佐野市地域福祉計画では、「みんなが集い ふれあい 支え合うまちづくり」を基本理念とし、その実現に向けた基本目標のひとつに「健やかで元気に暮らせるまちづくり」が定められております。その中に分類される施策として「障がい児・者の自立支援」が位置づけられております。

そこで、本計画では、「助け合い生きがいを実感できるまちづくり」を本計画の基本理念とし、障がい者に関する施策の推進を図ります。

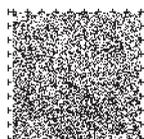
助け合い生きがいを実感できるまちづくり

(2) 基本指針

地域共生社会に向け、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり支え合うことのできる社会の実現が求められています。

障がい者支援においても、ニーズの複合化・複雑化や社会構造の変化を背景に、乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期といった各年代に応じた切れ目のない支援に加え、多様なニーズに対応できる支援を目指し、基本指針を「ライフステージの変化や多様なニーズに応じた支援」と定め、推進を図ります。

ライフステージの変化や多様なニーズに応じた支援



(3) 基本目標

障がい者計画策定の基本目標については、障がい児・者を対象とした実態調査や関係団体へのアンケート結果、自立支援協議会からの提言に基づく課題を踏まえ、①「地域で支え合うまちづくりの推進」、②「日常生活支援」、③「社会参加を促進する支援」、④「障がい児・家族支援」とします。

基本目標 ①

地域で支え合うまちづくりの推進

障がい者が地域で生活するためには、障がいに対する正しい知識や障がい者とふれあう機会により、理解を深めることが大切です。あわせて、成年後見制度の利用促進等による障がい者の権利擁護、地域福祉活動やボランティア活動への支援などを推進し、地域全体で助け合う社会づくりを目指します。

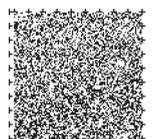
また、防犯や災害時の備えの充実、住まい・道路、公共施設などのバリアフリー化による環境整備を図る等ソフト、ハード両面からの安全・安心なまちづくりを推進します。

そのほか、障がい児・者が地域で安心して暮らせるための「地域生活支援拠点等」が有する地域の体制づくりなどの機能の充実を図ります。

基本目標 ②

日常生活支援

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営み、主体的に社会の一員として生活できるために、相談支援や福祉サービスの利用支援と障がい福祉サービス等の質の更なる向上、多様なニーズに配慮したサービスの提供を通じて、地域における生活の維持及び継続を推進し、日常生活の支援を図ります。



基本目標 ③

社会参加を促進する支援

障がい者が持てる力を発揮し、就労や教育・余暇活動など社会参加ができる環境を整備するために、福祉分野による支援だけではなく、学校等の教育分野、事業所等の労働分野及び医療分野とも連携し、就労定着に向けた支援等において、各分野が連携した一体的な支援体制を推進していきます。

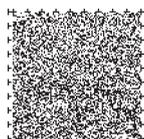
また、生活の充実を図るために、文化・スポーツ・レクリエーション活動といった余暇活動を支援します。

基本目標 ④

障がい児・家族支援

障がい児の健全な発達を促すため、早期発見・早期療育や、保育、教育の場における適切な支援の提供など、関係機関との連携によりニーズに応じたきめ細やかな支援を提供していきます。特に、近年の医療的ケア児の増加を踏まえ、在宅や通所施設において医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実を図ります。

また、学齢期から青年期にかけて切れ目なく支援が受けられるよう、ライフステージの変わり目に対するスムーズな移行が図られるよう、支援機関どうしの連携を推進します。また、発達障がい児支援の一層の充実のための体制づくりや家族に対する啓発や相談などによる、障がい児と家族の支援を推進します。

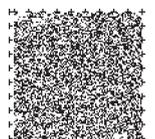
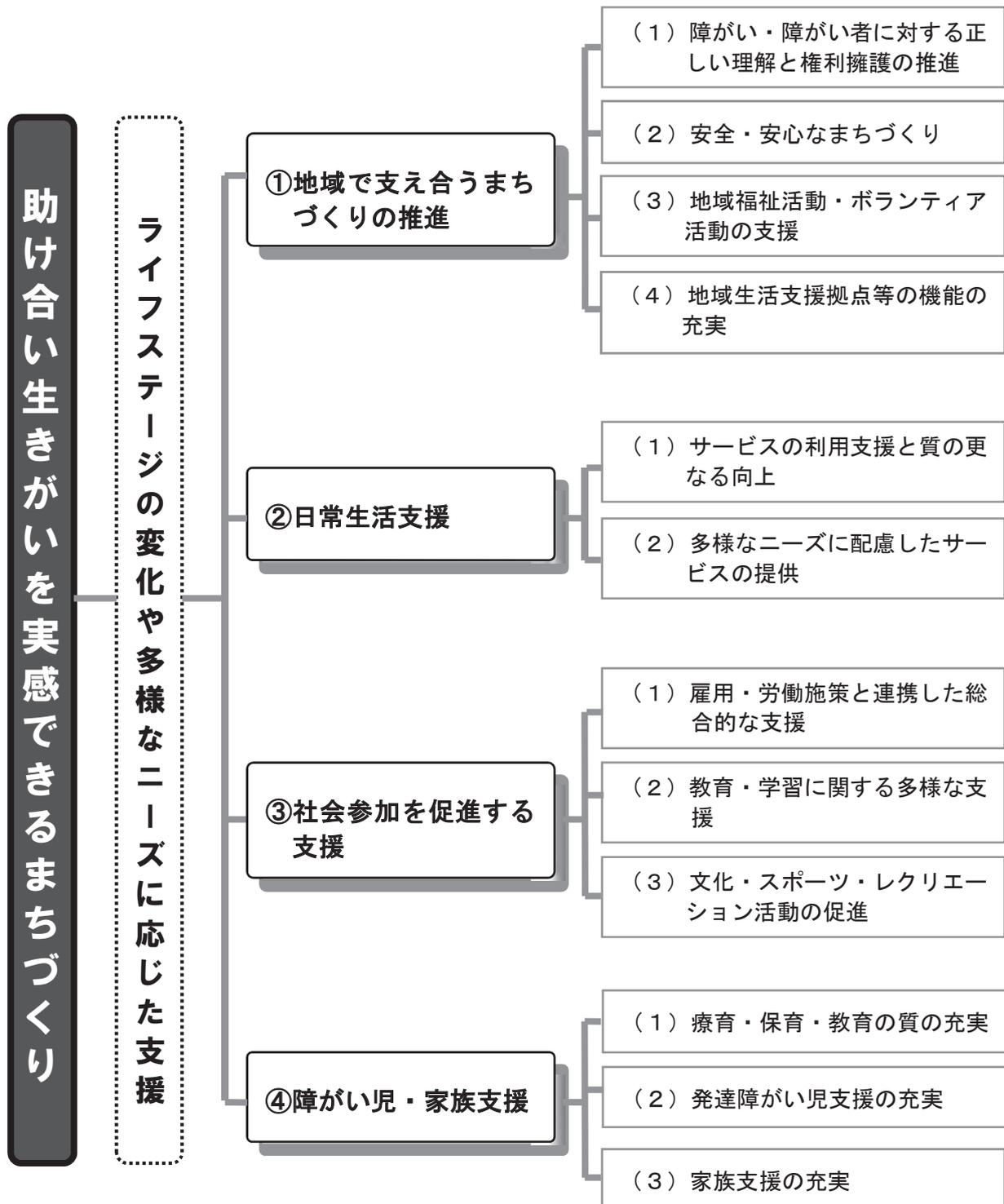


(4) 障がい者計画の体系

基本理念 基本指針

基本目標

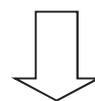
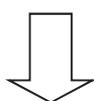
施策



3. 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の概要

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は国の基本指針に即して、令和5年度を最終目標年度とする、支援等の提供体制の確保に係る成果目標並びに令和3年度から5年度までの各年度における障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等及び地域生活支援事業における必要な支援の見込量やその確保のための方策を定めます。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（国の基本指針）



令和5年度における目標値・
令和5年度末までの体制整備
(成果目標)

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

④福祉施設から一般就労への移行等

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

⑥相談支援体制の充実・強化等

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和3～5年度の各年度における
サービス等の見込量と確保の方策
(活動指標)

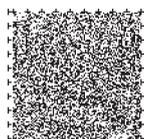
障がい福祉サービス

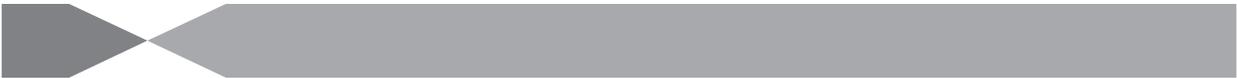
- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス
- ・居住支援・施設系サービス
- ・相談支援

障がい児支援

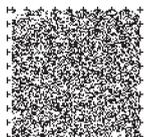
令和3～5年度の各年度における
地域生活支援事業の実施に
関する事項

地域生活支援事業





第4章 障がい者計画



第4章 障がい者計画

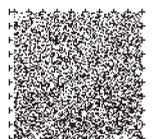
施策の展開

基本目標① 地域で支え合うまちづくりの推進

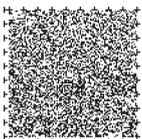
施策（1） 障がい・障がい者に対する正しい理解と権利擁護の推進

障がい・障がい者に対する正しい理解と権利擁護を推進するために、各種広報啓発活動等を推進します。

施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	計画的な広報活動の実施	障がい・障がい者についての正しい理解のため、市民への広報活動を計画的かつ効果的に行います。	○障害者週間を中心に、広報紙やホームページを活用した理解啓発活動の実施
2	各種行事における啓発活動の推進	各種行事において、一般市民、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。	○ふれあいフェスティバルなどを利用して、市民の福祉に対する理解啓発活動の実施
3	地域住民への理解の促進	障がい・障がい者についての正しい理解のための講座や研修の機会を設けます。	○障がい・障がい者についての理解を深める講座等の実施
4	児童生徒への理解の促進	障がい・障がい者について正しく理解し、行動できる力を身につけるよう、交流活動や車いす・アイマスク体験などを取り入れた教育活動を行います。	○小中学校人権教育研究会等による研究や研修会の実施 ○総合的な学習の時間に、車いす・アイマスク体験の実施
5	企業などへの理解の促進	市内事業所において、障がい・障がい者の人権についての正しい理解と認識を深めます。	○企業人権啓発懇談会の開催 ○「企業と人権」のリーフレットの配布
6	市職員の理解の促進	障がい・障がい者について正しく理解するよう努めます。	○障がい・障がい者についての理解を深める講座等の実施（再掲）



施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
7	障がい者人権尊重の理解促進	各種広報・啓発活動、相談、講演会、研修会などを通して、障がい者に対する人権尊重の理解促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい・障がい者についての理解を深める講座等の実施（再掲） ○人権推進啓発活動の実施 ○ハートフルフェスタの開催 ○人権相談所の開設 ○小中学校人権教育研究会等による研究や研修会の実施（再掲） ○人権学習講演会の開催 ○指導者養成専門講座の開催 ○街頭啓発の実施 ○動く啓発運動 ○「隣保館だより」「田沼福祉コミュニティだより」の発行 ○人権啓発用ビデオ・図書貸出 ○人権講演会の開催
8	障がいを理由とする差別解消の推進	障がい・障がい者に対する理解啓発に努め、障がい者に対する差別解消を図ります。	○障がい者に対する差別を解消するための理解啓発活動の実施
9	障がい者虐待の防止、養護者に対する支援	障がい者虐待を防止するために、虐待の相談窓口を設置するとともに、市民等に対して虐待防止のための広報活動等を行います。	○障がい者虐待防止のための相談窓口の設置や広報活動の実施
10	権利擁護・意思決定の支援	障がい者の権利擁護及び意思決定のために必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用支援 ○権利擁護のための相談支援 ○「あすてらすさの」の周知と利用支援 ○高齢者の権利擁護

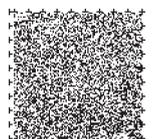


施策（2） 安全・安心なまちづくり

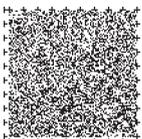
障がい者が安全で安心して暮らせるよう、関係団体及び住民等の連携による地域づくりと防災・防犯体制の強化を図ります。

あわせて、バリアフリー化を推進して建築物や道路等における物理的な障がいを除去するだけでなく、ユニバーサルデザインの普及・啓発に努め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進します。

施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	ひとにやさしいまちづくりの推進	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、県との連携のもと、公共的施設等のバリアフリー化を推進するとともに、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○県おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業 ○「佐野市バリアフリー基本構想」に基づく事業の推進 ○ふれあい収集事業の実施 ○公共的施設等の計画内容の整備基準への適否審査 ○整備基準を満たす建築物に対する適合証の交付
2	公共施設等のバリアフリー化の促進	道路、公園等の公共施設のバリアフリー化に向けた整備を推進するとともに、住宅改修の支援を行い、障がい者の自立を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の段差改善、歩道勾配の緩和、幅の広い歩道整備 ○公園のバリアフリー化 ○小中学校のバリアフリー化 ○日常生活を容易に過ごすための用具の給付等 ○居宅介護住宅改修費の給付
3	カラーユニバーサルデザインの推進	色覚の特性により、特定の色が認識しにくい人にも配慮した情報伝達のためにカラーユニバーサルデザインを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○カラーユニバーサルデザインに配慮したホームページの作成

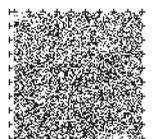


施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
4	地域における安全確保体制の構築	地域ぐるみで障がい者の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助等に関する支援体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者個別計画の作成・更新及び関係機関（警察・消防・町会・市役所等）との情報共有 ○情報伝達体制の整備 ○緊急通報装置の貸与 ○自主防災組織の育成 ○防災士の育成 ○避難所運営マニュアルの整備 ○NET119・緊急通報システムの普及
5	防災知識の普及、啓発	障がい者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○総合防災訓練の実施 ○防災講話の実施
6	社会福祉施設等における防災訓練の促進	地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導し、その実施を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等における防災訓練の促進
7	防犯知識の普及、啓発	障がい者に対して防犯知識の普及、啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯協会の支援 ○防犯意識の普及啓発や施設の防犯診断実施
8	消費生活相談等の支援体制の充実	障がい者が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするため、消費生活相談等について関係機関、関係団体との連携を図り、情報提供、助言等きめ細かな相談対応を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者団体の活動支援 ○消費者啓発講座等の開催
9	交通安全教育の推進	障がい者が安心して社会参加をするために必要な交通安全教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室の開催



第4章 障がい者計画

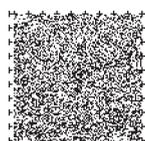
施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
10	情報バリアフリー化の推進	各種媒体による情報取得の簡便性を向上し、情報バリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙の発行による情報提供 ○音訳ボランティア団体への音訳テープ・CD作成支援 ○ホームページの適切な管理・更新と、市内外への幅広い情報提供 ○聴覚障がい者に対する意思疎通支援 ○補聴器等の補装具費の支給 ○日常生活を容易に過ごすための用具の給付等（再掲） ○視覚障がい者に対する音声コードの活用
11	障がい者の情報通信技術等活用能力の向上	障がい者の情報通信技術等活用能力を向上するための研修・講習会を開催します。	○視覚障がい者に対する音声パソコン講習会等各種訓練の支援



施策（３） 地域福祉活動・ボランティア活動の支援

障がい者が住み慣れた地域社会で安心して暮らしていくため、地域における福祉活動や障がい者団体活動、ボランティア活動を支援します。

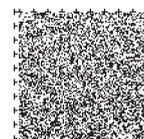
施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	社会福祉協議会活動への支援	地域福祉の推進を目的として、個人や団体の福祉活動の支援や福祉への市民参加の促進、福祉についての情報提供などを行う社会福祉協議会の活動を支援します。	○障がい児・者の交流 ○心配ごと相談、法人後見人、ひとり暮らし高齢者等の見守り、福祉バスの管理運営等の支援
2	民生委員児童委員活動への支援	民生委員児童委員の活動を支援し、障がい者が地域で安心して暮らせるよう配慮します。	○民生委員児童委員の活動支援
3	町会など地域組織活動への支援	町会、老人クラブ、女性会、子ども会、PTA、地区コミュニティなど地域組織の活動を支援する中で、障がい者が地域で自立した生活ができるよう配慮します。	○町会運営支援 ○老人クラブ支援 ○佐野市コミュニティ推進連絡協議会支援
4	障がい者団体活動への支援	障がい者団体の活動や、障がい者やその家族、支援者などが行う自主的な活動を支援します。	○障がい児・者の交流（再掲） ○心配ごと相談、法人後見人、ひとり暮らし高齢者等の見守り、福祉バスの管理運営等の支援（再掲） ○障がい者団体の育成と加入案内 ○団体活動の円滑支援 ○県精神保健福祉会主催の会議や研修会への参画
5	市民活動への支援	市民との協働を推進し、NPO・ボランティア等の市民活動を支援します。	○講演会、市民活動講座、職員研修の開催、ホームページや広報さの等での情報提供 ○NPO・ボランティア団体等の支援
6	福祉ボランティアの育成	手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員など福祉ボランティアの育成を図ります。	○奉仕員養成講習会の開催及び修了者のボランティア育成
7	コーディネートの推進	ボランティア活動の調整や相談を推進します。	○市民活動に関する情報の収集・提供及び相談・人材育成



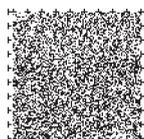
施策（4） 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援体制である、地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、様々な支援を切れ目なく提供することで、地域における居住支援を推進します。また、地域資源の面的整備について協議を継続し、更なる地域資源連携を図ります。

施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例	
1	相談体制	<p>地域で生活する上での様々な問題や課題に対応できるよう関係機関との連携支援を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間365日の相談支援体制の確保 ○相談支援事業所による相談の実施 ○地域に移行するための活動に関する相談の実施 ○障がい者虐待防止のための相談窓口の設置や広報活動の実施（再掲） ○田沼・葛生行政センターの窓口において関係各課所管事務に関する相談受付 ○子育てに関する情報提供、子育て相談の実施 ○妊娠・出産・子育てに関する情報提供、子育て相談の実施 ○家庭における児童養育その他の相談、指導及び援助の実施 ○カウンセリング相談の実施 ○実態把握や地域ネットワークづくり ○市民相談、弁護士無料法律相談などの開催
2	体験の機会・場	<p>地域移行や親元からの自立等にあたって、一人暮らしの体験の機会や場の提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームや短期入所を利用した一人暮らし体験
3	緊急時の対応	<p>地域で生活する障がい児・者の急な体調不良、介護者や保護者の急病等、緊急時の対応支援体制を整えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所の利用による支援 ○日中一時支援事業の利用による支援 ○24時間365日の相談支援体制の確保（再掲）



施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
4	専門的人材確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを持つ方、高齢の障がい者への対応など専門的な支援のできる人材養成のための研修会情報の共有化を図ります。	○専門的な対応ができる人材養成のための情報提供
5	地域の体制づくり	コーディネーターの配置による多様なニーズへの対応を図り、地域生活を支援します。	○コーディネーターの配置 ○自立支援協議会での協議 ○地域ケア会議との連携
6	予防支援	障がいの早期発見と家族支援による予防支援に努めます。	○障がい児の地域生活支援 ○家族に対する支援 ○学齢期から青年期への切れ目のない連携支援

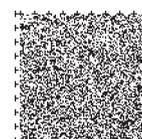


基本目標② 日常生活支援

施策（1） サービスの利用支援と質の更なる向上

障がい者が地域で生活するためには、各種の支援サービスを適切に活用することが重要です。そのためには、支援を必要とする人への適切な情報提供とともに、サービス利用等に関する相談やコーディネート の推進、サービスの質の向上につなげるための利用状況の評価を行い、サービスの利用支援だけでなく質の向上も図ります。

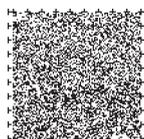
施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	手帳制度の普及と取得の推進	障がいに関するさまざまなサービスの提供を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の制度の普及と取得を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の進達・交付事務 ○療育手帳の進達・交付事務 ○精神障害者保健福祉手帳の進達・交付事務
2	各種制度の周知と利便性の向上	医療・保健・福祉の各種制度の周知を図り、サービス利用における利便性を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ○田沼・葛生行政センターの窓口において関係各課所管の申請書等受付 ○障がい福祉サービスの手引きの作成・配布 ○パンフレット等による医療制度の周知
3	サービス提供体制の確保	障がい福祉サービス利用者等がより良いサービスを受けられるよう、適切な個別支援計画を作成するとともに、サービス提供事業所の人材資質向上を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○指定特定(指定障害児)相談支援事業者の指定 ○相談支援専門員の確保とサービス等利用計画作成の支援 ○障がい支援区分の認定 ○県が実施する各種研修機会の周知
4	サービス利用状況の評価	障がい福祉サービス等の利用量等が適切であるか、サービスの利用状況の評価を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会によるサービス提供体制に関する評価
5	難病患者への制度利用に関する一層の周知	対象疾患が障がい福祉サービスの対象となっていることについて、一層の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定医療費(指定難病)受給者証交付者等への福祉サービスの案内・周知



施策（２） 多様なニーズに配慮したサービスの提供

障がいの多様化とともに支援ニーズは多岐にわたることから、障がいの特性を踏まえ支援の充実を図ります。また、障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図るため、健康診査等の各種施策を推進します。

施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	疾病等の予防・早期発見	障がいの原因となる疾病等の早期発見と予防のために生活習慣の改善を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットによる啓発 ○健康づくりのためのスポーツ大会・運動教室の開催 ○健康サポーター等の活動支援
2	健康診査等の推進	人間ドック等の健康診査の支援、妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査及び保健指導等の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○人間ドックの費用補助 ○妊産婦健康診査 ○新生児聴覚診査 ○股関節脱臼検診 ○乳児健康診査 ○幼児健康診査 ○乳児家庭全戸訪問 ○各種がん検診 ○特定健康診査
3	リハビリテーションの推進	生活の質の向上を図るため、各種リハビリテーションの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系・日中活動系・居住系の各サービスの提供 ○介護予防のための生活機能の維持向上を支援 ○更生・育成医療費の給付 ○重度心身障がい者の医療費助成



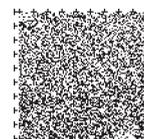
基本目標③ 社会参加を促進する支援

施策（１） 雇用・労働施策と連携した総合的な支援

公共職業安定所等と連携して障がい者の雇用を促進し、障がい者に配慮した適切な就労条件の整備を図るために、事業主等を対象にした広報や啓発活動を行い、雇用の場を拡大するとともに、就労定着支援を推進します。

また、福祉的就労を支援するために、優先調達推進方針に基づき、障がい者施設等の役務提供や物品購入について積極的に取り組みます。

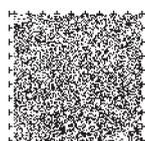
施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	障がい者雇用の促進	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携して、障がい者の雇用を促進します。	○自立支援協議会による障がい者雇用のための各種支援
2	障がい者雇用の啓発と就労定着支援	事業主等に対して、障がい者の雇用機会の拡大のために雇用に関する啓発を推進します。	○企業人権啓発懇談会の開催（再掲） ○「企業と人権」のリーフレット配布（再掲） ○就労定着のための地域連携支援
3	優先調達の推進	障がい者施設等における、委託業務の発注や物品購入等の推進を図ります。	○障害者優先調達推進法の広報、優先調達推進方針作成 ○物品の購入支援
4	福祉的就労の利用促進	企業への就労は困難でも、社会参加への意欲を高め、適性や能力が十分に発揮できる福祉的就労の場の利用を促進します。	○地域活動支援センターによる創作的活動又は生産活動機会の提供と社会との交流の供与 ○就労のための訓練サービスの提供



施策（２） 教育・学習に関する多様な支援

障がい者の状況や多様な支援ニーズに応じて、適切な教育や、事業所等による各ライフステージに合うさまざまな学習や交流の機会を充実させます。

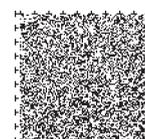
施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	共に遊び学ぶ機会の拡充	障がいのある児童と障がいのない児童が共に遊び学ぶ機会を拡充し、豊かな人間形成を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもクラブの実施 ○子育て関連施設での各種教室や季節の事業の実施 ○放課後子ども教室の実施
2	教育的ニーズへの対応	障がいのある児童生徒一人ひとりの状況を把握し、教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援委員会による早期教育相談の充実 ○教育相談の実施 ○スクリーニング・サポートの実施 ○さわやか教育指導員の配置 ○さわやか健康指導員の配置 ○特別支援学級支援員の配置 ○家庭教育推進講座の開催 ○巡回相談の実施 ○心の教室相談員の配置 ○不登校児童生徒への支援
3	生涯にわたる多様な学習機会の確保	障がい者が、学びたいことを適切に学ぶことができるよう、学習環境の整備・充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○楽習講師出前講座の開催 ○生涯学習の推進 ○市民大学の開催 ○集会所文化教養講座の開催
4	交流機会の提供	障がいのある人も障がいのない人も共に交流できる機会を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者ふれあいサロンの実施 ○高齢者生きがい活動の支援 ○家族介護者交流の支援



施策（3） 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動は、単に社会参加という視点だけでなく、本人の生活の質の向上を図るために重要です。障がい者及び障がい者を含めた市民が一体となった、文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	文化祭・スポーツ大会等への参加支援	障がい者が栃木県等で主催する文化祭、スポーツ大会等へ参加することを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○全国大会等出場者への支援 ○県障がい者文化祭参加支援 ○県が開催するスポーツ大会やスポーツ教室の参加支援 ○安足地区身体障がい者スポーツ大会参加支援
2	スポーツ・レクリエーションの振興	障がい者も楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ教室の開催 ○総合型地域スポーツクラブ設立・活動の支援 ○レクリエーション大会開催 ○学校を開放しスポーツに親しむ環境の提供
3	芸術文化活動支援	障がい者の文化活動や、自らの創作活動の成果を発表する機会を確保できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○文化協会への支援 ○佐野市生涯学習フォーラムの開催 ○特別支援教育研究会への支援 ○さわやか教育指導員の配置（再掲） ○さわやか健康指導員の配置（再掲） ○特別支援学級支援員の配置（再掲）
4	社会参加手段の充実	障がい児・者が積極的に活動へ参加できるよう、さまざまな社会参加手段の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者福祉タクシー券の給付 ○自動車改造費用の助成 ○屋外での移動が困難な障がい者への移動支援 ○生活路線バスの運行支援

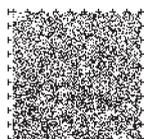


基本目標④ 障がい児・家族支援

施策（１） 療育・保育・教育の質の充実

早期発見・早期療育及び保育・教育の場での関係機関の連携による、障がい児の健全な発達を支援します。

施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	早期発見・早期支援の充実	障がい児の支援が早期からできるよう、早期発見と早期支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教室 ○のびのび発達相談 ○乳児健康診査（再掲） ○幼児健康診査（再掲） ○乳児家庭全戸訪問（再掲）
2	関係機関が連携した支援の充実	障がい児の支援について、関係機関が連携して支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートファイルの作成と活用の普及
3	障がい児サービスの充実	障がい児に対して通所による療育支援や、保育所等に訪問して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援や放課後等デイサービスの事業の実施 ○保育所等訪問支援 ○保育所等・放課後児童クラブでの支援
4	障がい児保育・教育の充実	障がい児の健全な発達を支援するため、保育の質の向上、人材の確保及び環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援指導者研修 ○すこやか保育嘱託医や療育指導者などによる巡回訪問指導の実施 ○保育所等への個別訪問指導 ○特別支援学級支援員の配置（再掲）
5	教育的配慮の充実	障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施（再掲） ○スクーリング・サポートの実施（再掲） ○巡回相談の実施（再掲） ○さわやか教育指導員の配置（再掲） ○さわやか健康指導員の配置（再掲） ○特別支援学級支援員の配置（再掲）



施策（2） 発達障がい児支援の充実

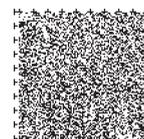
発達障がい児への適切な療育により、生活能力の向上などの支援に取り組みます。また、切れ目のない一貫した支援の提供により、学齢期から青年期へのスムーズな移行支援を図ります。

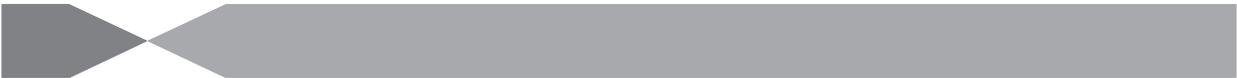
施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	発達障がい児支援の充実	発達障がい児が、社会生活上必要とする知識や技能の習得を支援します。	○ソーシャルスキルトレーニングの実施
2	学齢期から青年期への移行支援	学齢期から青年期へのスムーズな移行支援を図ります。	○児童発達支援や放課後等デイサービス事業の実施（再掲） ○相談支援 ○障がい福祉サービス等の周知 ○特別支援学校との連携による就労支援 ○障がい福祉サービスへの円滑な移行支援

施策（3） 家族支援の充実

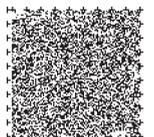
発達障がい児の健全な育成のためには、障がい児本人だけでなく、家族に寄り添った支援が重要です。家族への学習の場の提供や相談などの実施により、発達障がい児の支援に取り組みます。

施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
1	家族支援の充実	障がい児・者をもつ家族のために、障がいに対する理解を助け、家族間の横のつながりづくりを支援します。	○発達障がい児の保護者を対象とした講演会や学習会、相談会の実施 ○発達検査の実施 ○教育支援委員会による早期教育相談の充実（再掲）
2	進路相談の充実	障がい児の特性に応じた進路相談や、障がい福祉に関する情報を提供します。	○特別支援学校等の卒業予定者を対象とした相談会 ○発達検査の実施（再掲） ○教育支援委員会による早期教育相談の充実（再掲）





第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

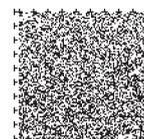
1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定める事項

本章では、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として、国の基本指針等に基づき、令和5年度を最終年度とする成果目標、令和3年度から令和5年度までの各年度における障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。

成果目標では、地域生活への移行や就労支援など、障がい児・者が直面する課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」をはじめとする7項目を掲げ、サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定します。

各年度における各種サービス等の見込量と確保の方策では、指定障がい福祉サービス等及び指定障がい児通所支援等並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方や必要な給付量の見込を設定します。

なお、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして作成し、名称を「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とします。また、記載方法についても、それぞれを区分することなく一連のものとし、計画期として、障がい福祉計画は第6期、障がい児福祉計画は第2期の扱いとします。



2. 令和5年度を最終年度とする目標の設定（成果目標）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行について、国の基本指針では、令和2年3月31日時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行することとし、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和2年3月31日時点の施設入所者数から1.6%以上を削減することを基本とすると定めています。

さらに、第5期障がい福祉計画で定めている施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減目標が達成されないと見込まれる場合は、この未達成割合を加えた割合以上を目標値とすると定められています。

施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標については、本市の支援による施設入所者数の状況等と栃木県の方針をもとに検討し、施設から地域生活への移行者数を6%、施設入所者数の削減を1.6%と定め、次のように設定します。

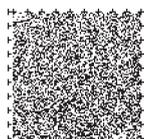
【成果目標の設定】

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標

項目	数値	左の数値の算出方法
令和2年3月31日時点の施設入所者数(A)	158人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	9人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 $(A) \times 6\%$
【目標値】 削減見込	2人	施設入所者数削減見込者数 $(A) \times 1.6\%$

【地域生活への移行に向けた取組】

施設入所者の地域生活移行を進めるために、グループホームやアパート等の居住の場を確保するとともに、地域生活支援拠点等において決定された方向性に基づき、地域資源の連携・活用推進を図ります。



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたり、国の基本指針に基づき、次の項目について図表5-2のとおり設定します。

- ①精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- ②精神障がい者の地域定着支援の利用者数
- ③精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- ④精神障がい者の自立生活援助の利用者数
- ⑤保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- ⑥保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- ⑦保健・医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

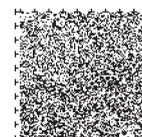
①・②・④における利用者数については、「第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」における自立生活援助（98ページ）及び相談支援（101ページ）の見込量との整合性を考慮して設定します。

⑤～⑦における開催回数等については、⑤における「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を、本市においては自立支援協議会と定めていることから、当該開催回数等については、自立支援協議会の運営方法に準じて設定します。

【成果目標の設定】

図表5-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

項目	数値
①【目標値】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	5人
②【目標値】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	5人
③【目標値】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	60人
④【目標値】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人
⑤【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回／年度
⑥【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	4人
⑦【目標値】 保健・医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年度



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネート業務を委託する社会福祉法人と地域資源の連携により、地域生活支援拠点等の確保に取り組んできました。

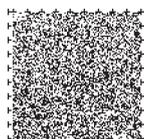
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関して、国の基本指針では、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をすることを基本としています。

本市では、令和5年度末までの間、平成28年度から1か所設置している地域生活支援拠点等の運営を継続するとともに、各年度1回、その運用状況の検証及び検討を実施する機会を確保します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針では、令和5年度又は令和5年度末時点における成果目標として次のように定めています。

- ①就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた令和5年度の一般就労への移行実績を令和元年度の1.27倍以上（就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍）とする。
- ②令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ③令和5年度末時点における就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。



これに沿って、本市における福祉施設から一般就労へ移行する人の数値目標を次のように設定します。

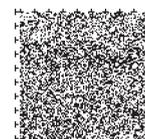
【成果目標の設定】

図表5-3 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目	目標値等	目標値等の内容
令和元年度中の一般就労移行者数（就労移行支援等）	10人 (A)	令和元年度において就労移行支援事業所等を退所し、一般就労した者の数
令和元年度中の一般就労移行者数（就労移行支援）	9人 (B)	令和元年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労した者の数
令和元年度中の一般就労移行者数（就労継続支援A型）	0人 (C)	令和元年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した者の数
令和元年度中の一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人 (D)	令和元年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した者の数
①-1【目標値】令和5年度中における一般就労移行者数（就労移行支援等）	13人 (A)×1.27	令和5年度において就労移行支援事業所等を退所し、一般就労する者の数
①-2【目標値】令和5年度中における一般就労移行者数（就労移行支援）	11人 (B)×1.30	令和5年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労する者の数
①-3【目標値】令和5年度中における一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人 (C)×1.26	令和5年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労する者の数
①-4【目標値】令和5年度中における一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人 (D)×1.23	令和5年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労する者の数
②【目標値】令和5年度における就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	令和5年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合
③【目標値】令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	令和5年度末時点で、就労定着支援事業における就労定着率（過去3年間に就労定着支援を利用した者のうち、就労が定着している者の割合）が8割以上の事業所の割合

【一般就労を促進するための取組】

障がい者の一般就労を促進するため、就労に関する情報提供や相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓による就労の場の確保に努めます。また、就労移行支援事業などによる障がい者と企業とを結ぶ支援策を進め、障がい者の働ける場の拡充と就労の定着支援を図ります。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等については、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センター1か所以上設置すること、②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、④医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することなどが定められています。

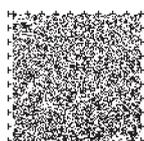
本市では、令和元年度に保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センターが1か所設置されており、重層的な地域支援体制の構築に向けての連携を図ります。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めるとともに、近年設置された医療的ケア児に関する協議の場やコーディネーターの活用も図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を確保します。

図表5-4 相談支援体制の充実・強化のための取組に関する目標

項目	目標値等
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する
地域の相談支援体制の強化	
①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込	8件/年度
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込	8件/年度
③地域の相談機関と連携強化の取組の実施回数見込	8回/年度



(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

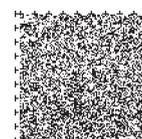
障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが求められます。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、図表5-5各項目に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

図表5-5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

項 目	目標値等
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込	
「障害者自立支援審査支払等システム」による審査結果の共有	有 1回
「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込	



3. 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

近年の利用量及び利用者数は、一部のサービスで減少傾向がみられるものの、今後、増加することも予想して、必要なサービスの見込量を設定します。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障がい支援区分が区分1以上（児童にあっては、これに相当する状態）の人が対象となり、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助など生活全般にわたる援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の身体・知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

③ 同行援護

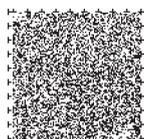
「同行援護」は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うサービスです。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する障がい支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的に提供するサービスです。



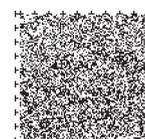
図表5-6 訪問系サービスの見込量

(月間)

訪問系サービス	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込時間数(時間)	3,300	3,400	3,500	2,950	3,020	3,090
居宅介護	2,532	2,601	2,670	2,200	2,250	2,300
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	680	700	720	650	670	690
行動援護	88	99	110	100	100	100
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実績時間数(時間)	3,035	2,875	2,670	—	—	—
居宅介護	2,248	2,140	2,093	—	—	—
重度訪問介護	0	0	0	—	—	—
同行援護	703	648	480	—	—	—
行動援護	84	87	97	—	—	—
重度障害者等包括支援	0	0	0	—	—	—
見込利用人数(人)	230	240	250	228	233	238
居宅介護	188	196	204	188	192	196
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	34	35	36	32	33	34
行動援護	8	9	10	8	8	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実績利用人数(人)	227	224	211	—	—	—
居宅介護	188	184	178	—	—	—
重度訪問介護	0	0	0	—	—	—
同行援護	32	32	27	—	—	—
行動援護	7	8	6	—	—	—
重度障害者等包括支援	0	0	0	—	—	—

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障がい者が安心して在宅生活を送れるよう、必要なサービスの量を確保できるよう連携体制を強化するとともに、さまざまな障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。



4. 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障がい者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供するサービスです。

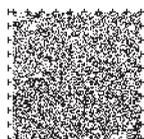
筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障がい支援区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障がい支援区分が区分5以上の人が対象となります。

利用者数については、児童入所施設からの移行者数も考慮して、見込量を設定します。

図表5-7 療養介護の見込量

(月間)

療養介護	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込利用人数 (人)	25	25	25	24	24	24
実績利用人数 (人)	22	23	23	—	—	—



② 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人に、主に昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、創作的な活動、生産活動などの機会を提供するサービスです。

障がい支援区分が区分3以上（50歳以上の者にあつては区分2以上）の人が対象となります。（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）の人が対象）

生活介護の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに横ばいとなっています。今後も、特別支援学校等からの新規利用者が見込まれること等を考慮して、見込量を設定します。

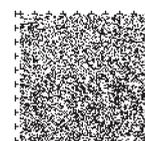
なお、生活介護の必要な量の見込みについては、入所施設における継続入所者の数を除いて設定することになっています。

図表5-8 生活介護の見込量

(月間)

生活介護	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	8,300	8,500	8,700	3,970	4,050	4,130
実績サービス量 (人日)	8,567	8,634	8,645	—	—	—
見込利用人数 (人)	410	420	430	275	280	285
実績利用人数 (人)	425	431	430	—	—	—

※生活介護の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定する。



③ 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

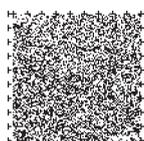
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象となります。

市内には自立訓練（機能訓練）サービスを提供する事業所はありませんが、宇都宮市内にある「栃木県立リハビリテーションセンター」等を利用して機能訓練を受ける利用者を想定し、見込量を設定します。

図表5-9 自立訓練（機能訓練）の見込量

（月間）

自立訓練（機能訓練）	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4～7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	21	21	21	20	20	20
実績サービス量 (人日)	0	14	18	—	—	—
見込利用人数 (人)	1	1	1	1	1	1
実績利用人数 (人)	0	1	1	—	—	—



④ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、障がい者が自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

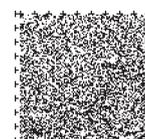
地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象となります。

自立訓練（生活訓練）の利用状況をみると、市内には本サービスを提供する事業所はなく減少傾向にあります。市外にある事業所の利用を想定し、見込量を設定します。

図表5-10 自立訓練（生活訓練）の見込量

(月間)

自立訓練（生活訓練）	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4～7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量（人日）	120	120	120	20	20	20
実績サービス量（人日）	51	18	0	—	—	—
見込利用人数（人）	6	6	6	1	1	1
実績利用人数（人）	3	1	0	—	—	—



⑤ 宿泊型自立訓練

「宿泊型自立訓練」は、居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

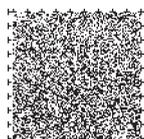
地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、夜間の居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者が対象となります。

宿泊型自立訓練の利用状況をみると、近隣市内にある事業所において一定の利用実績があり、今後も同程度の見込量を設定します。

図表5-11 宿泊型自立訓練の見込量

(月間)

宿泊型自立訓練	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	—	—	—	120	120	120
実績サービス量 (人日)	115	117	99	—	—	—
見込利用人数 (人)	—	—	—	5	5	5
実績利用人数 (人)	4	5	3	—	—	—



⑥ 就労移行支援

「就労移行支援」は、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行うサービスです。

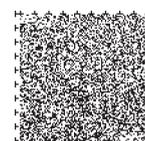
就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の人又は65歳以上の人（65歳に達する前5年間引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受け、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者）が対象となります。

就労移行支援の利用状況をみると、顕著な増加傾向はみられないものの、特別支援学校等からの新規利用者と事業所の増加を考慮し、見込量を設定します。

図表5-12 就労移行支援の見込量

(月間)

就労移行支援	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	472	506	540	476	493	510
実績サービス量 (人日)	414	470	443	—	—	—
見込利用人数 (人)	28	30	32	28	29	30
実績利用人数 (人)	26	28	25	—	—	—



⑦ 就労移行支援（養成施設）

「就労移行支援（養成施設）」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の学校又は養成施設において、それぞれの免許を取得するための支援を3年間又は5年間行うサービスです。

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する視覚障がい者が対象となります。

今後も、支援期間中の継続利用や新規利用者を考慮し、見込量を設定します。

図表5-13 就労移行支援（養成施設）の見込量

（月間）

就労移行支援 （養成施設）	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （4～7月）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 （人日）	21	21	21	42	42	42
実績サービス量 （人日）	31	31	10	—	—	—
見込利用人数 （人）	1	1	1	2	2	2
実績利用人数 （人）	2	2	1	—	—	—



⑧ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、企業などに雇用されることが困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

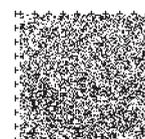
企業などに就労することが困難で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の人又は65歳以上の人（65歳に達する前5年間引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受け、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた障がい者）が対象となります。

就労継続支援（A型）の利用状況をみると、市内に設置された事業所の増加に伴い、実績サービス量・実績利用人数ともに増加しており、今後の見通しを考慮し、見込量を設定します。

図表5-14 就労継続支援（A型）の見込量

（月間）

就労継続支援（A型）	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4～7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	520	558	595	1,670	1,765	1,860
実績サービス量 (人日)	1,145	1,344	1,550	—	—	—
見込利用人数 (人)	28	30	32	85	90	95
実績利用人数 (人)	61	70	79	—	—	—



⑨ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、企業などに雇用されることが困難な障がい者のうち企業などに雇用されていた障がい者であって、年齢、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても企業などに雇用されるに至らなかった等の通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行うサービスです。

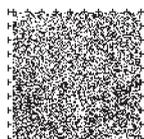
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達していて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人が対象となります。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、市内の事業所数の増加が続き、実績値が見込量を上回ってます。今後の増加の見通しを考慮し、見込量を設定します。

図表5-15 就労継続支援（B型）の見込量

（月間）

就労継続支援（B型）	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4～7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	2,688	2,856	3,024	3,470	3,550	3,630
実績サービス量 (人日)	2,802	3,144	3,382	—	—	—
見込利用人数 (人)	160	170	180	205	210	215
実績利用人数 (人)	168	187	200	—	—	—



⑩ 就労定着支援

「就労定着支援」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービスです。

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者で、就労を継続している期間が6か月を経過した人が対象となります。

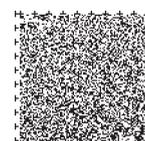
就労定着支援の利用状況をみると、平成30年度の制度創設以後、事業所の開設に伴い、利用実績が伸びております。

今後の事業所数の推移や国の基本指針に基づき定めている、「令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を70%とする成果目標」との整合性を図り、見込量を設定します。

図表5-16 就労定着支援の見込量

(月間)

就労定着支援	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込利用人数 (人)	10	15	20	20	25	30
実績利用人数 (人)	5	17	17	—	—	—



⑪ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

障がい支援区分が区分1以上である障がい者、「障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分」における区分1以上に該当する障がい児が対象となります。

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、常に一定の利用実績があり、今後も一定の利用が見込まれることを考慮し、見込量を設定します。

図表5-17 福祉型短期入所の見込量

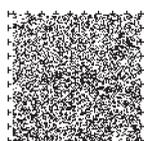
(月間)

福祉型短期入所	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量(人日)	183	183	183	210	210	210
実績サービス量(人日)	187	212	132	—	—	—
見込利用人数(人)	22	22	22	26	26	26
実績利用人数(人)	23	26	13	—	—	—

図表5-18 福祉型短期入所（強化）の見込量

(月間)

福祉型短期入所（強化）	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量(人日)	—	—	—	40	40	40
実績サービス量(人日)	32	39	32	—	—	—
見込利用人数(人)	—	—	—	4	4	4
実績利用人数(人)	2	3	2	—	—	—



図表5-19 医療型短期入所の見込量

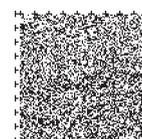
(月間)

医療型短期入所	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量(人日)	10	10	10	20	20	20
実績サービス量(人日)	6	19	6	—	—	—
見込利用人数(人)	3	3	3	6	6	6
実績利用人数(人)	3	6	1	—	—	—

(2) 日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系のサービスについては、今後も、特別支援学校の卒業生や退院可能な精神障がい者等の新規増加が見込まれ、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保することが重要です。

自立支援協議会等を通して利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣市町とも協力し合いながら市町の枠を超えて利用しやすい環境づくりに配慮し、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう取り組みます。



5. 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行うサービスです。

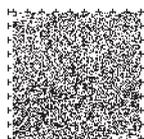
障害者支援施設、宿泊型自立訓練、共同生活援助（グループホーム）の利用者及び精神科病院に入院していた精神障がい者などが対象となります。

平成30年度に自立支援給付として創設されたサービスで、3年間の利用実績はありませんでしたが、施設入所支援または共同生活援助の利用を経て居宅生活へ移行した障がい者のうち、理解力や生活力等が十分でないために支援が必要な利用者のニーズを考慮し、見込量を設定します。

図表5-20 自立生活援助の見込量

(月間)

自立生活援助	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込利用人数 (人)	2	2	2	2	2	2
実績利用人数 (人)	0	0	0	—	—	—



② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人）が対象となります。

施設入所者からの移行、重度の障がい者及び新規利用のニーズ等を考慮し、見込量を設定します。

図表5-21 共同生活援助の見込量

（月間）

共同生活援助	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4～7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込利用人数 (人)	130	135	140	160	165	170
実績利用人数 (人)	139	145	158	—	—	—



③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

生活介護を受けている人で、障がい支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である人、自立訓練又は就労移行支援を受け、入所させながら自立訓練又は就労移行支援を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

グループホーム等の地域生活への移行や新たな施設入所者を考慮し、見込量を設定します。

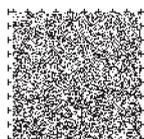
図表5-22 施設入所支援の見込量

(月間)

施設入所支援	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込利用人数 (人)	161	160	159	158	157	156
実績利用人数 (人)	158	157	158	—	—	—

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がい者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、地域の実情を考慮しながら、必要な方にサービス提供できるよう取り組みます。



6. 相談支援の見込量と確保の方策

(1) 相談支援の見込量

相談支援のうち、「計画相談支援」は、障がい福祉サービスの利用に当たり、サービス等利用計画を通じて障がい福祉サービスの支給決定時からのケアマネジメントを実施し、さらに一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障がい者の抱える課題の解決を図るサービスです。

また、施設・精神科病院に入所・入院している障がい者を地域生活に移行するための「地域移行支援」、さらに地域生活を継続するための「地域定着支援」により、地域での生活を希望する精神障がい者を支援します。

栃木県保健医療計画における長期入院精神障がい者の地域移行のための基盤整備も考慮し、相談支援の充実を図ります。

図表5-23 相談支援の見込量

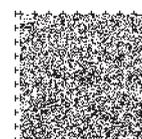
(月間)

計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 利用見込人数(人)	90	90	90	155	160	165
計画相談支援 実績人数(人)	120	135	144	—	—	—
地域移行支援 利用見込人数(人)	5	8	10	3	4	5
地域移行支援 実績人数(人)	1	1	0	—	—	—
地域定着支援 利用見込人数(人)	5	8	10	3	4	5
地域定着支援 実績人数(人)	2	1	0	—	—	—

(2) 相談支援の確保の方策

計画相談支援の充実を図るためには、相談支援専門員の確保が重要であることから、相談支援専門員養成研修受講者を積極的に推薦していきます。

また、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進するため、指定一般相談支援事業者による支援だけでなく、ピアサポーターや地域の様々な社会資源を活用し、多方面から支援する体制づくりに努めます。



7. 障がい児通所支援の見込量と確保の方策

(1) 障がい児通所支援の見込量

障がい児に対する支援は、平成24年度から児童福祉法に位置付けられています。これまでの利用状況をみると、サービス提供事業所数の伸びを反映し、実績サービス量・実績利用人数ともに増加傾向にあります。今後も、利用者のニーズが高いことから、サービス量が増加していくものと考えて、見込量を設定します。

① 児童発達支援

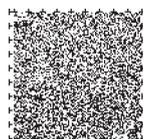
「児童発達支援」は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

事業所数の増加に伴い、療育の必要な児童の利用を考慮し、見込量を設定します。

図表5-24 児童発達支援に関する見込量

(月間)

児童発達支援	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	580	590	600	820	840	860
実績サービス量 (人日)	656	675	791	—	—	—
見込利用人数 (人)	160	170	180	205	210	215
実績利用人数 (人)	180	201	201	—	—	—



② 医療型児童発達支援

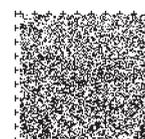
「医療型児童発達支援」は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援や治療を行うものです。

市内や近隣市町に利用できるサービス事業所はありませんが、今後、利用者がいることを想定し、見込量を設定します。

図表5-25 医療型児童発達支援に関する見込量

(月間)

医療型児童発達支援	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	1	1	1	1	1	1
実績サービス量 (人日)	0	0	0	—	—	—
見込利用人数 (人)	1	1	1	1	1	1
実績利用人数 (人)	0	0	0	—	—	—



③ 居宅訪問型児童発達支援

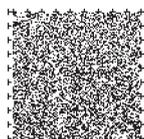
「居宅訪問型児童発達支援」は、人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要するなど、重度の障がいの状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うものです。

平成30年度に障がい児通所支援給付として創設され、これまでの利用実績はありませんが、児童発達支援等を受けるための外出が困難な児童への支援を考慮し、見込量を設定します。

図表5-26 居宅訪問型児童発達支援に関する見込量

(月間)

居宅訪問型 児童発達支援	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	10	10	10	10	10	10
実績サービス量 (人日)	0	0	0	—	—	—
見込利用人数 (人)	2	2	2	2	2	2
実績利用人数 (人)	0	0	0	—	—	—



④ 放課後等デイサービス

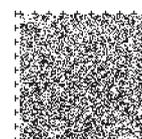
「放課後等デイサービス」は、就学児で、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。

事業所数が増加傾向にあることや、訓練等の必要な児童の利用を考慮し、見込量を設定します。

図表5-27 放課後等デイサービスに関する見込量

(月間)

放課後等デイサービス	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	1,900	2,000	2,100	2,720	2,760	2,800
実績サービス量 (人日)	2,167	2,619	2,658	—	—	—
見込利用人数 (人)	210	220	230	340	345	350
実績利用人数 (人)	255	326	334	—	—	—



⑤ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、保育所等を利用中の児童に対し、保育所等を訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的支援を行うものです。

事業所数や支援が必要な児童数の動向を考慮し、見込量を設定します。

図表5-28 保育所等訪問支援に関する見込量

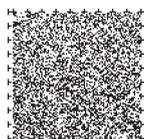
(月間)

保育所等訪問支援	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込サービス量 (人日)	10	11	12	6	7	8
実績サービス量 (人日)	3	6	3	—	—	—
見込利用人数 (人)	10	11	12	6	7	8
実績利用人数 (人)	3	6	3	—	—	—

(2) 障がい児通所支援の確保の方策

障がい児通所支援の充実を図るため、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携し、障がい児が必要な療育等の支援を受けやすい環境づくりに努めます。

また、自立支援協議会などの協議の場においても、多様化するニーズの把握に努め、必要な支援が提供できるよう、事業所等における支援体制の一層の充実を図るための連携強化に取り組みます。



8. 障がい児相談支援の見込量と確保の方策

(1) 障がい児相談支援の見込量

「障がい児相談支援」は、障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画を通じてサービスの支給決定時からケアマネジメントを実施し、さらに一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障がい児の抱える課題の解決を図るものです。

障がい児通所支援サービスを利用する児童数の見込を勘案し、障がい児相談支援の見込量を設定します。

図表5-29 障がい児相談支援の見込量

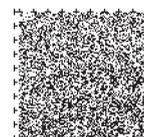
(月間)

障がい児相談支援	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4~7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込利用人数 (人)	100	110	120	120	130	140
実績利用人数 (人)	60	94	117	—	—	—

(2) 障がい児相談支援の確保の方策

計画相談支援と同様、障がい児相談支援の充実を図るためには、相談支援専門員の確保が重要であることから、相談支援専門員養成研修受講者を積極的に推薦していきます。

また、支援の充実を図るため、医療的ケア児に対するコーディネーターと相談支援専門員との連携体制を強化します。

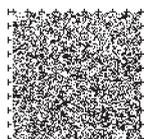


9. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを本市に配置します。

図表5-30 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置の見込量

コーディネーターの配置	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数 (人)	0	0	1	1	1	1



10. 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、各事業の利用実績に基づき、実施見込みの有無や見込量を設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施見込みと確保の方策

「理解促進研修・啓発事業」は、障がい者等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し共生社会を実現するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけを強化する事業です。

障がい者の地域生活への移行などを進めていく上で必要不可欠なことであり、広報紙等を活用し、多くの市民を対象に実施するよう努めます。

図表5-31 理解促進研修・啓発事業の実施見込み

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

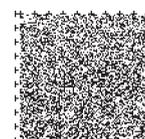
(2) 自発的活動支援事業の実施見込みと確保の方策

「自発的活動支援事業」は、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自主的な取り組みを支援する事業です。

自発的な取り組みを支援するものですが、多くの障がい者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めます。

図表5-32 自発的活動支援事業の実施見込み

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施



(3) 相談支援事業の実施見込みと確保の方策

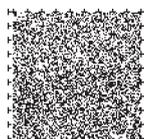
「相談支援事業」は、障がい者等及びその家族等などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

相談支援事業を適切に実施していくためには、自立支援協議会による中立・公平な視点を確保する観点から、市が委託した相談支援事業者の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関等のネットワークの構築などについて継続して協議することが求められます。

第6期計画においても、引き続きこれらの事業を継続して、障がい者等及び家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

図表5-33 相談支援事業の見込み

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター 等機能強化事業 (専門職員配置)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施



(4) 成年後見制度利用支援事業の見込量と確保の方策

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度を利用することが有用であると認められるが、申立人がいない知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長申立をすることにより成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

知的障がい者又は精神障がい者の地域生活への移行などを進めていく上で重要な制度であり、権利擁護の観点から関係機関などと連携しながら、支援対象者の把握に努めます。

図表5-34 成年後見制度利用支援事業の見込量

単位：人

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援 事業件数	0	0	1	5	5	5

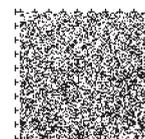
(5) 成年後見制度法人後見支援事業の実施見込みと確保の方策

「成年後見制度法人後見支援事業」は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。

成年後見制度を普及させるために、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対して必要な支援ができるよう、制度の周知を図り利用促進に努めます。

図表5-35 成年後見制度法人後見支援事業の実施見込み

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見 支援事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施



(6) 意思疎通支援事業の見込量と確保の方策

「意思疎通支援事業」は、聴覚、音声又は言語機能障がい等により意思疎通を図ることに支障がある障がい児・者に対し、意思疎通を図るため仲介する手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

手話通訳者又は要約筆記者の派遣は、各年度とも一定の利用実績があります。

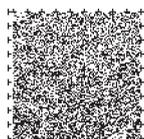
聴覚障がいや音声・言語機能障がい等により情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう利用促進します。

図表5-36 意思疎通支援事業の見込量

単位：件、人

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業実利用件数	186	152	140	200	200	200
手話通訳者設置事業 実設置人数	2	2	1	1	1	1

令和2年度見込みは4～9月実績より試算



(7) 日常生活用具給付等事業の見込量と確保の方策

「日常生活用具給付等事業」は、障がい児・者に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行うことにより、日常生活上の便宜を図るものです。

特に「排泄管理支援用具」の利用実績は多く、引き続き利用の増加が見込まれます。

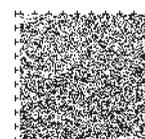
在宅の障がい者の日常生活の便宜を図るため、今後も制度の周知を図りながら一層の利用促進に努めます。

図表5-37 日常生活用具給付等事業の見込量

単位：件

給付区分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	7	0	0	8	8	8
自立生活支援用具	7	7	10	8	8	8
在宅療養等支援用具	6	16	16	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	30	9	4	10	10	10
排泄管理支援用具	2,795	2,955	3,072	3,000	3,050	3,100
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	0	4	3	3	3

令和2年度見込は4～9月実績より試算



(8) 手話奉仕員養成研修事業の見込量と確保の方策

「手話奉仕員養成研修事業」は、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものです。

養成研修修了者は本人の承諾を得て奉仕員として登録することを目標としています。また、養成講習により多くの市民が参加するよう、積極的な広報活動等の実施に努めます。

図表5-38 手話奉仕員養成研修事業の見込量

単位：人

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修修了者数	25	0	12	25	25	25
登録者数	17	17	16	16	16	16

(9) 移動支援事業の見込量と確保の方策

「移動支援事業」は、障がい者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動介護を行うものです。

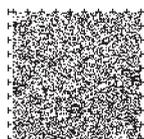
障がい者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援事業を実施します。

図表5-39 移動支援事業の見込量

単位：人、時間

区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	86	82	58	90	90	90
延べ利用時間数	3,510	2,830	1,600	3,000	3,000	3,000

令和2年度見込は4～9月実績より試算



(10) 地域活動支援センターの見込量と確保の方策

「地域活動支援センター」は、障がい者等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。

障がい者の地域生活の場、社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績は安定しています。

引き続き、近隣の市町とも連携しながら事業の確保を図ります。

図表5-40 地域活動支援センターの見込量

単位：か所、人

区 分		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	(市内)	1	1	1	1	1	1
	(市外)	2	2	2	2	2	2
利用者数	(市内)	41	43	47	45	45	45
	(市外)	13	11	13	12	12	12

令和2年度見込みは4～9月実績より試算

※ 関連する市町村名 足利市



(11) その他の事業の見込量

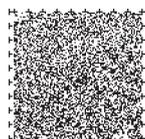
その他の事業として、引き続き「福祉ホーム事業」「訪問入浴サービス事業」「生活訓練等事業」「日中一時支援事業」「要約筆記奉仕員・点字奉仕員養成研修事業」「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」「自動車改造費用助成事業」を実施します。

図表5-41 その他事業の見込量

単位：人、日

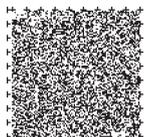
区 分	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業 実利用人数	4	4	5	5	5	5
訪問入浴サービス事業 実利用人数	5	6	6	6	7	7
生活訓練等事業 実参加人数	47	46	25	50	50	50
日中一時 支援事業	実利用人数	186	202	200	210	210
	延べ利用日数	10,471	9,959	8,890	10,000	10,000
要約筆記奉仕員・ 点字奉仕員 養成研修事業受講者数	13	18	5	20	20	20
スポーツ・レクリエー ション教室等開催事業 実参加人数	35	38	0	45	50	50
自動車改造費用助成 事業助成数	2	4	2	2	2	2

令和2年度見込は4～9月実績より試算





第6章 計画の推進に向けて



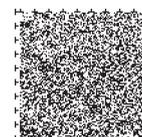
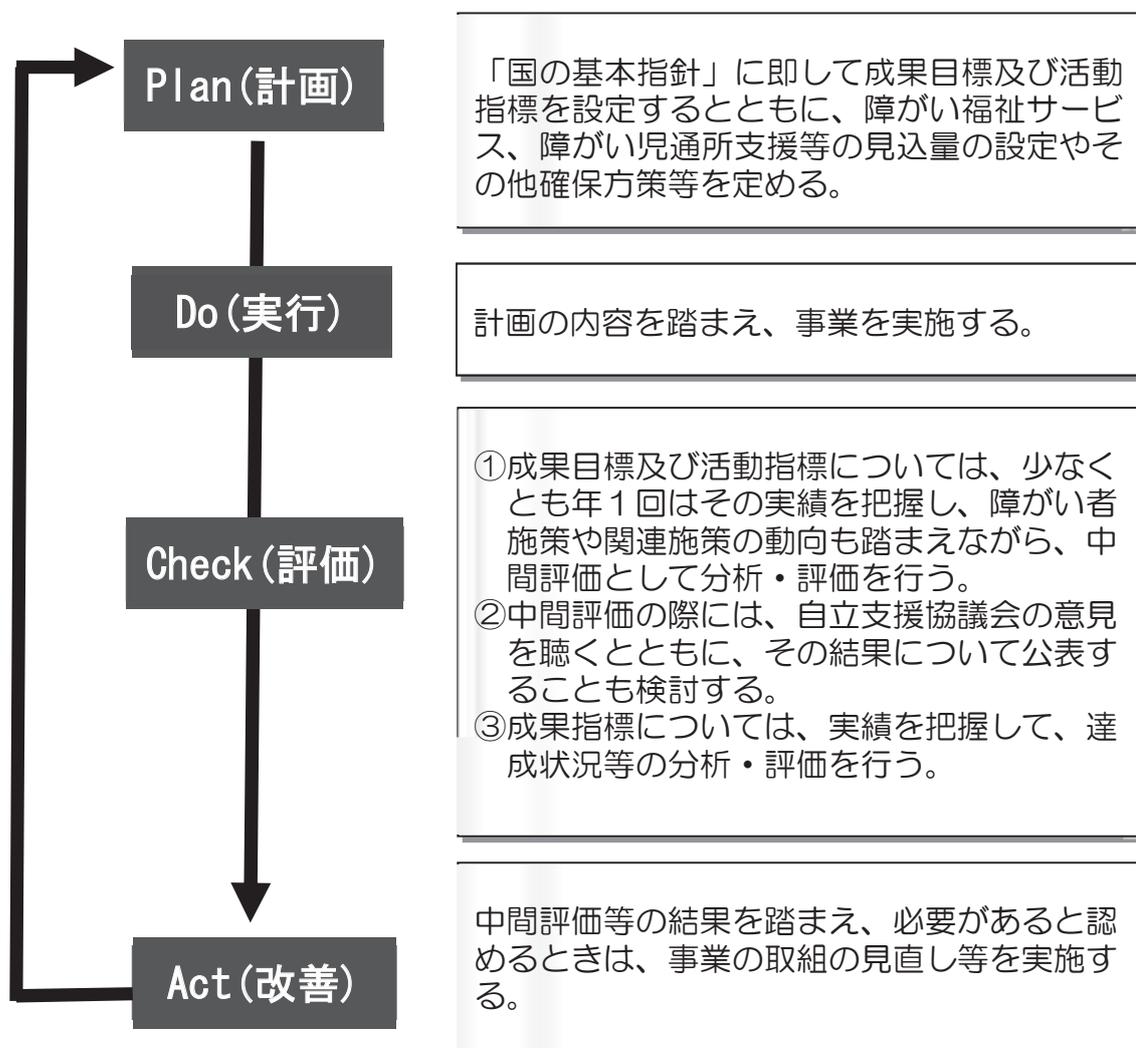
第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進方法

「障がい者計画」の各施策については、栃木県及び近隣自治体との調整を図り、より効果的・効率的にサービスを提供できるよう、関係各課との連携を強化して整備・充実に努めます。また、国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については「国の基本指針」に基づき、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、必要に応じて事業の取組を見直します。

図表6-1 PDCAサイクルによる評価等

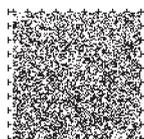
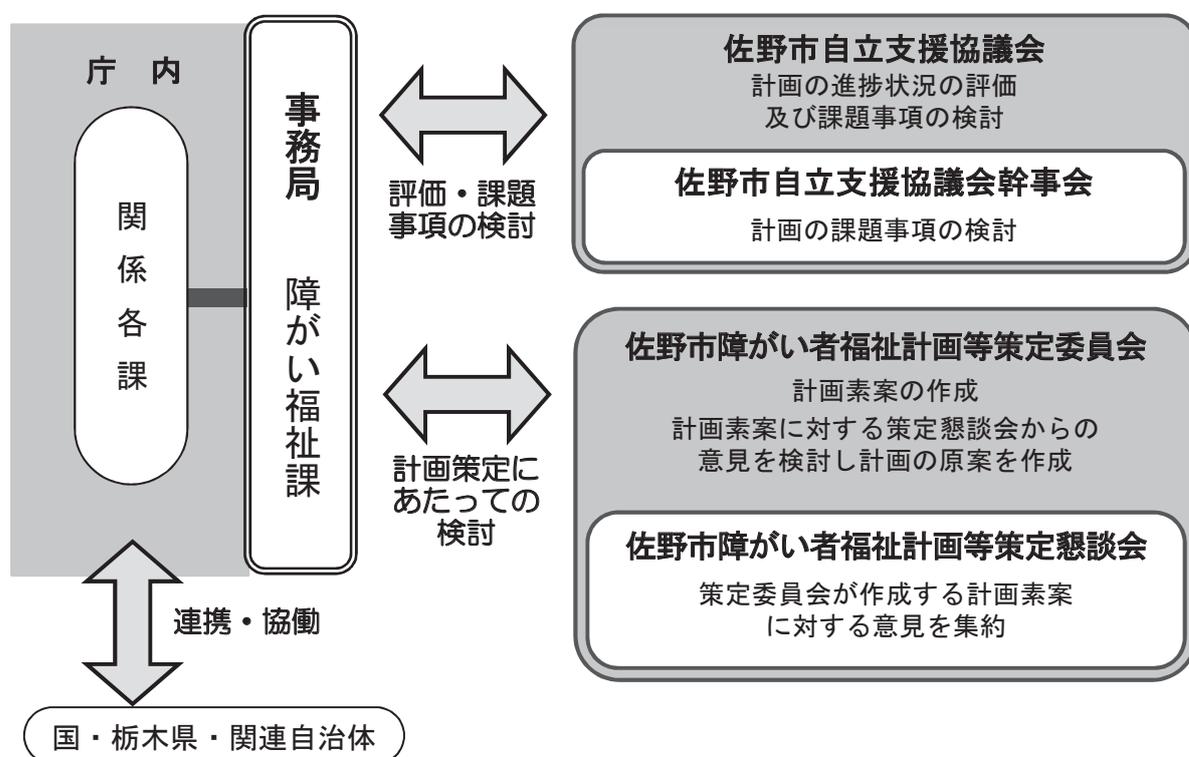


2. 計画の推進体制

「障がい者計画」については、庁内関係各課と緊密な連携を図り、全庁的に各種施策を展開してまいります。

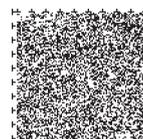
「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については、自立支援協議会の評価に基づいて、PDCAのサイクルにより事業の進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行い、必要に応じて事業の取組の見直し等を実施します。

図表6-2 計画の推進体制





資料編



資料編

1. 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

令和元年8月22日
訓令第17号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく佐野市障がい者福祉計画並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく佐野市障がい児福祉計画(以下「障がい者福祉計画等」という。)を策定するため、佐野市障がい者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障がい者福祉計画等の素案の作成に関すること。
- (2) 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会設置要綱(令和元年佐野市告示第179号)第1条に規定する佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会からの前号の障がい者福祉計画等の素案に対する意見を検討し、障がい者福祉計画等の原案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画等の策定に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども福祉部長を、副委員長は障がい福祉課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

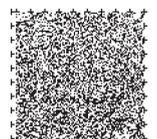
第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。



(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

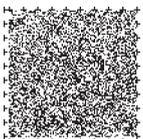
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

政策調整課長 人事課長 市民活動促進課長 危機管理課長 市民生活課長 人権・男女共同参画課長 社会福祉課長 こども課長 家庭児童相談課長 保育課長 いきいき高齢課長 健康増進課長 産業立市推進課長 スポーツ立市推進課長 都市計画課長 学校教育課長 学校管理課長 生涯学習課長



2. 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会設置要綱

令和元年8月22日
告示第179号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく佐野市障がい者福祉計画並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく佐野市障がい児福祉計画(以下「障がい者福祉計画等」という。)の策定に当たり、その素案に関し意見を聴くため、佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱(令和元年佐野市訓令第17号)第1条に規定する佐野市障がい者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)が作成する障がい者福祉計画等の素案に関し意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事務

(組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 障がい者関係団体の推薦を受けた者

(3) 保健、医療又は福祉に関係する団体(障がい者関係団体を除く。)の推薦を受けた者

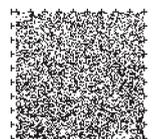
(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障がい者福祉計画等が策定される日までとする。

2 市長は、前条第2項第2号及び第3号の規定に該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。



(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

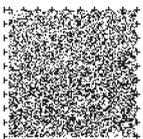
附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

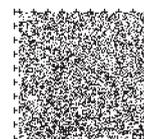
2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



3. 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会委員名簿

◎：会長、○：副会長、（ ）内は前任者名

No.	選任区分	団体名等	職名	委員氏名
1	学識経験者	佐野日本大学短期大学	准教授	◎久保 由佳
2	障がい者関係 団体の推薦を 受けた者	佐野市肢体不自由児者父母の会	会 長	佐瀬 弘美
3		佐野市視覚障がい者鳩の会	会 長	大月 昇一
4		佐野市聴覚障害者協会	副会長	小林 廣道
5		佐野市中途失聴・難聴者協会	会 長	亀山 眞一
6		佐野市手をつなぐ育成会	会 長	小幡 玲子
7		佐野精神保健福祉会	理 事	荒井 幸吉
8		(福)とちのみ会	統括施設長	高澤 茂夫
9		(福)フローニユの森	理事長	海發 規夫
10		(福)愛光園	管理者	川俣 弘美
11		栃木県立足利特別支援学校PTA	副会長	半田 るみ子
12		栃木県立足利中央特別支援学校PTA	副会長	関口 梢
13	保健、医療又は 福祉に関係 する団体の 推薦を受けた者	(一社)佐野市医師会	常任理事	小貫 範夫
14		佐野市町会長連合会	理 事	小早川 房平
15		佐野市民生委員児童委員協議会	理 事	遠山 知恵子
16		佐野市ボランティア協会	総務部長	○片柳 良子
17		(福)佐野市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	五十畑 正夫
18	佐野シニアクラブ連合会	副会長	小林 チイ子	
19	関係行政 機関職員	佐野公共職業安定所	所 長	金井 幸夫 (小林 正樹)
20		栃木県安足健康福祉センター	所 長	塚田 三夫
21		佐野市立小・中学校長会	会 長	酒井 康行 (加地 剛)



4. 佐野市自立支援協議会設置要綱

平成19年11月22日
告示第224号

(設置)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、本市における相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の連携及び支援体制について協議するため、佐野市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

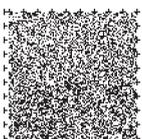
- (1) 地域の関係機関等のネットワークの構築に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の活用に関すること。
- (4) 相談支援事業者の運営等の評価に関すること。
- (5) 佐野市障がい者福祉計画及び佐野市障がい児福祉計画の推進を図るための評価に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく本市における障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要であると認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者関係団体の推薦を受けた者
- (3) 保健、医療又は福祉に関する団体の推薦を受けた者
- (4) 教育又は雇用に関する団体の推薦を受けた者
- (5) 地域連携又は社会貢献に関する団体の推薦を受けた者
- (6) 指定相談支援事業者
- (7) 指定障害福祉サービス事業者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要があると認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第7条 協議会は、所掌事項の取扱いについて調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員16人以内をもって組織する。

3 幹事に属すべき委員は、第3条第2項第3号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 第4条の規定は、前項の委員について準用する。

5 幹事に幹事長及び副幹事長1人を置き、当該幹事に属する委員の互選によりこれらを定める。

6 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(委員以外の者の出席)

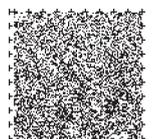
第8条 協議会及び幹事会は、必要があると認めるときは、協議会及び幹事会の会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会及び幹事会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会及び幹事会の会議は、第6条第1項及び第7条第8項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成21年3月26日告示第72号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第86号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(佐野市障がい者相談支援事業実施要綱の一部改正)

2 佐野市障がい者相談支援事業実施要綱(平成18年佐野市告示第184号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年6月18日告示第158号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第87号)

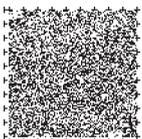
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日告示第168号)

この告示は、平成28年6月24日から施行する。

附 則 (平成30年5月15日告示第140号)

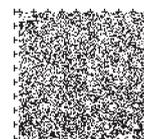
この告示は、告示の日から施行する。



5. 佐野市自立支援協議会委員名簿

◎：会長、○：副会長

No.	選任区分	団体名等	職名	委員氏名
1	学識経験者	佐野日本大学短期大学	准教授	◎佐藤佳子
2	障がい者関係 団体の推薦を 受けた者	佐野市肢体不自由児者父母の会	会長	佐瀬弘美
3		佐野市視覚障がい者鳩の会	会長	大月昇一
4		佐野市聴覚障害者協会	会長	関口稔之
5		佐野市手をつなぐ育成会	会長	小幡玲子
6		佐野精神保健福祉会	理事	荒井幸吉
7	保健、医療又は 福祉に関係 する団体の 推薦を受けた者	(一社)佐野市医師会	柳川小児科医院副院長	柳川悦子
8		佐野市民生委員児童委員協議会	会長	船渡川眞市
9		佐野市ボランティア協会	会長	廣瀬幹雄
10	教育又は 雇用に関係 する団体の 推薦を受けた者	佐野市立小・中学校長会	西中学校校長	岡部孝雄
11		栃木県立足利特別支援学校	教頭	野原辰男
12		栃木県立足利中央特別支援学校	教頭	遠藤洋
13		佐野市幼稚園連合会	育成館幼稚園教諭	荒居ひろ子
14		佐野公共職業安定所	所長	金井幸夫
15		佐野商工会議所	事務局長	小倉伸介
16	地域連携又は 社会貢献に関係 する団体の 推薦を受けた者	佐野市町会長連合会	理事	久村純二
17		佐野市子ども会連合会	理事	谷村耕
18		佐野シニアクラブ連合会	女性委員会代表	津布久トシ子
19		(一社)佐野青年会議所	理事	柿沼裕一郎
20	指定相談支援 事業者	(福)とちのみ会	統括施設長	○高澤茂夫
21		(福)ブローニュの森	理事長	海發規夫



No.	選任区分	団体名等	職名	委員氏名
22	指定障害福祉 サービス事業者	(福)佐野市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	五十畑 正夫
23		(福)愛光園	理事長	川 俣 恵 一
24	関係行政機関職員	栃木県安足健康福祉センター	所長補佐兼健康支援課長	富 田 倫 子

6. 第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画策定に向けた提言

令和2年7月17日

佐野市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 久保 由佳 様

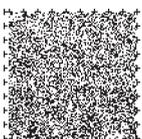
佐野市自立支援協議会
会長 佐藤 佳子

第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画策定に向けた提言について

第5期佐野市障がい者福祉計画・第1期佐野市障がい児福祉計画では、助け合い生きがいを実感できるまちづくりを基本理念として4つの基本目標を掲げ、その施策を具体的な取り組み事例を掲げて実施され、障がい福祉サービスなどの実績からもその進捗は概ね順調に推移していると拝察いたします。

しかしながら、障がい者及びその家族のニーズが日々多様化している中、自然災害や感染症対策等にも配慮しつつ、新たな支援の方策を検討していく必要があります。

このようなことから、当協議会から出された意見をまとめ下記のとおり提言いたしますので、第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の策定にあたりご配慮いただきますようお願いいたします。



記

1 障がいの理解啓発と権利擁護体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、研修会等の開催や障がい者と直接ふれあう機会の提供などにより、障がいや障がい者についての理解啓発を図るとともに、障がい者への差別解消や虐待防止のための権利擁護の推進を図る。

2 地域生活支援拠点の機能の充実

障がい者等の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための仕組みづくりとしての「地域の体制づくり」による情報共有・支援体制を強化するため、地域の社会資源と連携するネットワークのさらなる構築を図る。

3 福祉施設から一般就労への移行及び定着への支援

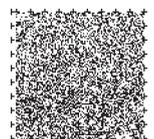
企業に対し、障がい者への理解啓発を図るとともに、障がい者の就労移行・就労定着向上のため、障害福祉サービス事業所と関係機関が連携し障がい者本人や家族への支援体制の充実を図る。

4 精神障がい者の地域移行と包括的なケアシステムの推進

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、医療と福祉が連携した包括的なケアシステムを構築し、精神病床での長期入院患者の地域移行や地域サービスの利用による精神障がい者への地域生活支援を図る。

5 医療的ケア児への支援体制の充実

重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児に対しては特別な支援が必要であることに鑑み、在宅や通所施設など地域での生活においても細やかな支援ができるようニーズの把握及び支援体制の充実を図る。



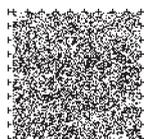
7. 計画の策定経過

【令和元年度】

期日	実施項目	主な内容
10月 2日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市障がい者福祉計画等の概要について ・アンケートの実施について ・今後の予定について
10月21日	第1回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市障がい者福祉計画等の概要について ・アンケートの実施について ・今後の予定について
1月 7日～ 1月31日	障がい児・者を対象とした 実態調査実施	

【令和2年度】

期日	実施項目	主な内容
5月12日～ 6月30日	障がい者関係団体・ボラン ティア団体を対象とした アンケート調査実施	
8月 7日～ 8月18日	第2回策定委員会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画策定に向けての課題について ・計画の基本的な考え方について ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の構成について
8月20日～ 9月 4日	第2回策定懇談会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画策定に向けての課題について ・計画の基本的な考え方について ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の構成について
10月 9日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の素案について
10月19日	第3回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の素案について
10月21日	第4回策定委員会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の原案について
1月 4日～ 2月 5日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、各庁舎で縦覧



8. 用語解説

【か・カ行】

▼筋萎縮性側索硬化症（ALS）（86 ページ）

手足、のど、舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。国の難病に指定。

▼ケアマネジメント（101、107 ページ）

保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。

▼高次脳機能障がい（18 ページ）

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。

【さ・サ行】

▼重症心身障がい（47、82、86、133 ページ）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態をいう。

▼自立支援協議会（18、44、46、53、66、67、69、79、97、106、110、119、120、128、131、132 ページ）

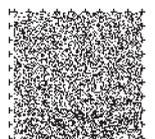
相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉の連携、支援体制及び差別解消についての協議をする場として、障がいのある方などを中心として障がい者関係団体、地域で支援されているさまざまな関係機関の連携による組織。

▼スクーリング・サポート（70、72 ページ）

不登校児童・生徒の早期発見・早期対応などの支援。

▼成年後見制度（25、26、38、53、60、111 ページ）

障がいや認知症等のため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。



【た・タ行】

▼地域共生社会（52、133 ページ）

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

▼地域生活支援拠点等（53、55、56、65、78、80、133 ページ）

障がい者の重症化・高齢化や「親なき後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備え、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み。

▼特別支援学校（39、73、87、91、97、127、131 ページ）

発達障がい等を含めた障がいのある児童生徒一人ひとりに対して、教育的ニーズに応じた支援を行う学校。

なお、特別支援教育は、幼稚園、小・中・高校等の支援を行い、地域や学校で総合的で全体的な配慮と支援をしていくものとされている。

【な・ナ行】

▼難病（3、17、31、35、38、67 ページ）

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されている。

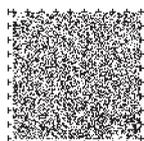
- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

▼NET119・緊急通報システム（62 ページ）

聴覚や言語の障がいにより119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのWeb機能を使い119番通報ができるシステム。佐野市消防本部で運用している。

▼ノーマライゼーション（44、61 ページ）

障がい者、高齢者等の社会的・福祉的な支援を必要とする人を区別することなく、すべての人が社会の一員として自然に共生できるような社会基盤を整えていくこととする考え方のこと。



【は・八行】

▼発達障がい（18、43、54、55、73 ページ）

脳機能の障がいによる症状が、通常低年齢において発現するものをいう。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）等と定義している。

◇アスペルガー症候群…自閉症の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的である。

◇広汎性発達障がい…自閉症とアスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。

▼バリアフリー（4、38、41、44、45、53、61、63 ページ）

障がい者、高齢者等が、移動や施設を利用する上でバリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方のこと。現在では、物理的なバリア（障壁）以外に、社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）を取り除く意味でも用いられている。

▼ピアサポーター（101 ページ）

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間として、体験を語り合い、回復を目指す取組をするために支援する人。

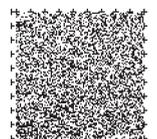
▼ヒアリンググループ（42 ページ）

聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。磁界を発生させるワイヤーを這わせ、そこから発生した磁気を受信用補聴器へ信号を送る。

▼ヘルプマーク・ヘルプカード（41 ページ）

◇ヘルプマーク…義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは要支援者であることが判断しにくい人が、周囲に要支援者であることを理解してもらい支援を求めるためのマーク。

◇ヘルプカード…災害時や緊急時に必要となる支援内容をあらかじめ記入し所持していることで、いざというときに支援を得られやすくしようとするためのカード。



【ま・マ行】

▼モニタリング（101、107 ページ）

障がい児・者福祉サービスの提供内容が、利用者の状況に合っているか、適切かを判断し、サービス等利用計画の適切化を図る仕組み。

【や・ヤ行】

▼ユニバーサルデザイン（61 ページ）

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインする考え方のこと。対象は、施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。

▼要約筆記（26、30、39、40、64、112、116 ページ）

聴覚障がい者に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パソコン等を通じて情報を伝える方法。

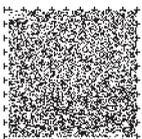
【ら・ラ行】

▼リハビリテーション（68、88 ページ）

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な能力を発揮し、自立と参加を促すために行われる訓練のこと。単なる機能障がいの改善や維持だけでなく、障がい者が人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含めた「全人間的復権」という概念で用いられる。

▼療育（11、12、31、47、54、55、67、72、73、102、106 ページ）

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味する。障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ社会性を発揮させる援助等を行うこと。

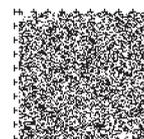


**第6期佐野市障がい者福祉計画
第2期佐野市障がい児福祉計画**

令和3年3月

発行 佐野市
編集 佐野市 こども福祉部 障がい福祉課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
TEL : 0283-20-3025(直通) FAX : 0283-24-2708
E-mail syougai Fukushima@city.sano.lg.jp
URL <https://www.city.sano.lg.jp/>



佐野市



© 佐野市

佐野ブランドキャラクター
さのまる